



「橋のある風景」 480×900mm



がんこううついん
「品光鬱陰」 170×350mm

第18回

雲のような墨の滲みと、飛び跳ねるような線の群れ うんのじろう
海野次郎さん

東京にも山奥があるというと、驚く人が地方には多いようです。地図を見ると、西の方が先細りになっていますが、そのあたりは山梨県や埼玉県に接する山岳地帯で、東京都も当然山深い地域になっています。東京駅からJR中央線を西下して立川駅で青梅線に入り、青梅駅を過ぎると眼下に多摩川の清流を望み、さながら秘境に踏み込んでいく趣があります。

古代には山岳信仰の盛んだった土地柄ですから、それなりの雰囲気を感じています。最果ての駅を奥多摩駅といい、そこから更に車で数十分かかってやっと海野次郎さんのアトリエ兼住まいがあります。小河内ダムという西東京都民の水嚢をさらに過ぎたところ。ダムでできた湖の畔にあります。

海野さんは東京の生れですが、大学は京都市立芸術大学に進んで日本画を専攻し、水墨画を描き始めました。卒業後しばらく京都に住んでいましたが、30代のときに奥多摩に引っ越してきたのです。理由は、「自然のただ中へ身を浸して、草木の一本・虫の一匹を自分自身の目・感覚に従って描き現わすことから、絵画をやり直したかったから」ということです。

水墨画は墨の濃淡で空間を表現します。濃淡の出し方もいろいろありますが、海野さん

は、滲みとかぼかしとかの技法に秀でていたということです。もうひとつ、水墨画の技法で重要なのは「運筆」ということです。つまり墨を含んだ毛筆を和紙の上でどう動かしていくかということです。それは「線」で空間を表すこととも言い換えられます。

しかし、現代の水墨画や日本画では、「運筆」による表現はあまり見かけることがありません。それは、現代の水墨画・日本画には継承されていない古い技法とされています。

海野さんの絵は、墨の滲み・ぼかしが雲のような形をして、画面の何割かを占めています。そして、長短肥瘦のある線が画面全体に飛び跳ねるように描かれています。それは奥多摩の自然の中で暮らしていくうちに海野さんが感じとってきた、自然のざわめきのように私には受け取れます。

「運筆」ということに対して海野さん自身、ここ数年ぐらいの間にかかなり意識されてきたようです。しかし、「絵画をやり直す」ために奥多摩の山のなかに創作と生活の場を移したということ自体のなかにすでに、「運筆」への自覚が宿っていたのではないのでしょうか。「線で描く」ということを現代の生活と表現空間に復活させていく契機を、自然と接していく中に見つけていこうとしたのだと思います。

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 628
2009 May



表紙写真
「こいのぼり」
第23回写真コンクール入選
芦澤 武●山梨会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 地籍シンポジウム in Tokyo
～地籍に関する研究会の設立に向けて～
- 06 人材育成事業
―学校法人 近畿測量専門学校との情報交換―
- 08 カダstral・スタディーズ
韓国の地籍分野の組織に関する研究
- 21 世界遺産候補地
幕末佐賀の造船・製鉄の遺産を九州・山口の近代化産業遺産群に…
- 24 あおもり境界紛争解決支援センター設立
- 28 完全復元伊能図全国巡回フロア展
- 30 表示登記の申請はオンラインで〔第2回〕
―土地家屋調査士のためのオンライン申請―
- 38 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(案)
「世界測地系第Ⅷ系原点標識設置の記念式典」について
- 42 会長レポート
- 45 ネットワーク50
釧路会
- 46 特定認証局の動き
特定認証局が対応を迫られている諸問題について
「暗号アルゴリズムの2010年問題」
- 48 全国土地家屋調査士政治連盟
第9回定時大会開催
- 50 人事異動 法務局・地方法務局
- 51 お知らせ
土地家屋調査士2010年オリジナルカレンダー
- 52 お知らせ
地理空間情報フォーラム2009 ―拡がる測量の世界―
- 54 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 55 会務日誌
- 56 会員の広場を利活用ください
- 58 なるほど ナットク 国民年金基金5
基金からの年金は国民年金に上乗せする形で支給されます！
- 60 公嘱協会情報 Vol.77
- 61 ちょうさし俳壇
- 62 講習のお知らせ
- 64 LOOK NOW
「韓国の地籍」をテーマとした講演会の開催
- 65 ブロック新人研修修了者
中部ブロック・中国ブロック・東北ブロック・北海道ブロック
- 66 編集後記

地籍シンポジウム in Tokyo

～地籍に関する研究会の設立に向けて～

広報員 山本憲一

会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会会長
松岡直武



松岡直武日調連会長

平成21年3月2日(月)、アルカディア市ヶ谷(私学会館)において「地籍シンポジウム in Tokyo ～地籍に関する研究会の設立に向けて～」が開催されました。このシンポジウムは、平成18年に開催した第5回国際地籍シンポジウムでの「京都地籍宣言」を受けて、地籍についての学術的・学際的研究のための組織作りの必要性和、地籍に携わる者の教育システムについて、その課題を探ることを目的としたものです。

当日は、学識者、関係省庁、業界団体、一般参加者の他、全国各地の法務局から測量研修として専門学校に在籍中の法務局職員の方々にも多数参加していただき、用意した会場では収容できない程の盛況でした。

定刻の13時になり、大星正嗣日調連研究所長の開会の挨拶によって始まりました。



大星正嗣日調連研究所長

地籍の分野は最近まで地味な分野とされていて、実務家もそれを認めているところがあった。しかし、最近ではわずかずつつはあるが、確実に脚光を浴びつつある。それは国家予算が重点的に配備されていることなどからもいえることである。高度情報化・電子化社会において最も基盤となる情報の一つが「位置の特定」であるといわれている。地籍の内容も平面から空間・時間軸までも射程に入れ、ますます進化していくものと感じている。地籍は社会の中で大きな広がりを持つ可能性を秘めながらもこれまで十分に利活用されてこなかった。今回のシンポジウムは「京都地籍宣言」を具体化するものである。このシンポジウムが多くの方の示唆を与え、内容の濃いものであることを祈念しつつ、参加いただいた学識者、関係省庁、関係団体の皆様に感謝申し上げます。

基調講演

「不動産物権変動と地籍」

鎌田 薫氏
(早稲田大学大学院法務研究科教授)



早稲田大学大学院 鎌田 薫教授

不動産物権変動論の課題は取引の安全を守ることである。確実に権利を取得するには目的不動産の現況を確認できること、取得した権利を確実に保全できることが重要で、そのために現地と登記を繋ぐ地図の整備の必要性が出てくる。地図の多くは国土調査事業の成果によるものである。地籍調査が進めば、公共事業の円滑化、土地の権利関係の明確化、災害等の復旧の迅速化、課税の適正化・公平化、土地情報のシステム化等の効果が期待されるが、これがなかなか進んでいない。要因としては予算上の困難、人員確保の困難、地籍整備の意義の理解不足、関係権利者の協力を得ることの困難などが挙げられる。

第4次国土調査事業までは土地家屋調査士と地籍との関連は少なかった。しかし、土地家屋調査士にとって地籍調査・地図作りをめ

ぐる状況は飛躍的に変化した。時系列に挙げると「第5次国土調査事業十箇年計画」、「民活と各省連携による地籍整備の推進」、「不動産登記法等の改正」である。不動産登記法の改正では、正確で詳細な土地情報の迅速な提供に向けて登記簿・地図の電子化、不動産調査報告書の活用、地積測量図の活用が図られることになった。また、筆界特定制度の創設や土地家屋調査士、司法書士への民間紛争解決手続代理関係業務が付与され、境界紛争を適正かつ効率的に解決できるようになった。

土地家屋調査士の積極的な関与の下で地籍学を本格的に展開していくには、日々の業務の向上はもちろん、測量技術だけではなく様々な分野の関係各方面との連携、そして国民へ理解を得ていくことが重要である。

報告

「地籍調査の課題と今後の展開の方向」

安本典夫氏
(立命館大学法科大学院教授)

地籍調査の法的性格は、判例では「登記官による登記の前段階」とされている。しかし、筆界を事実上確定するものであり、地籍整備の最重要手法である。進捗率の低い都市部等での地籍調査促進のため、土地区画整理事業等や民間宅地開発等の測量成果の活用、筆界特定制度との組み合わせ等々が関わっている。それらは積極的に考



立命館大学法科大学院 安本典夫教授

えるべきものであるが、同時に、そこにおける個人情報保護など情報の保有・利用の原則の明確化、各情報形成における関係者の関与手続の整備も重要な課題である。

パネルディスカッション

テーマ

「日本の地籍制度の現状と課題」

パネリスト：

小宮山秀史氏

(法務省民事局民事第二課地図企画官)

安藤暁史氏

(国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐)

村田博史氏

(京都産業大学大学院法務研究科教授)

阪本一郎氏

(明海大学不動産学部教授)

和氣猛仁氏

(社団法人神奈川県宅地建物取引業協会会長)

磯崎泰博氏

(日本司法書士会連合会理事)

下川健策

(日本土地家屋調査士会連合会副会長)

コーディネーター：

鎌田 薫氏

(早稲田大学大学院法務研究科教授)

以下、パネルディスカッションの一部を紹介

鎌田氏：平成16、17年の不動産登記法の大改正は登記に関連する多くの分野に影響を与えていると思うがまず、法改正の背景にはどのようなものがあったのでしょうか。

小宮山氏：平成16年では電子政府の実現、IT基本戦略e-Japan戦略があり、これによりオンライン登記手続きが導入された。平



法務省民事局民事第二課
小宮山秀史地図企画官

成17年では司法制度改革の流れを受けて筆界特定制度が導入された。「民活と各省連携による地籍整備の推進」により地籍整備は徐々に進んではいるが、特に都市部では大幅に遅滞しているのが現状である。

鎌田氏：国土調査事業の実施状況はどうなっていますか。

安藤氏：全体としては約50%だ。



国土交通省土地・水資源局
国土調査課安藤暁史課長補佐

特に都市部と山村で進捗率が低い。ここ最近では1年に約0.5%の達成率な

のであと100年かかる計算になる。少しでも早めるために第6次国土調査事業計画では、都市部においては官民の筆界を優先的に調査すること、山村部では測量の簡素化や現地立会について弾力的な運用を図ることを盛り込めないか国土調査課で検討している。また、広報を充実させることや法務省、公共事業との連携、民間測量成果の活用についても進めていきたい。

鎌田氏：「地籍の研究課題」や「研究の主体として担うべき者」についてご意見を伺いたい。

村田氏：地籍とは何なのか？その



京都産業大学大学院
村田博史教授

定義は？地籍と筆界との関連性はどのようなものか？これまでにこうし

た分野は研究テーマとして取り上げられてこなかった。地籍の役割は広範囲にわたるものなのか、一

つの目的に向かっていくものなのかという観点での問題意識をもって取り組む必要がある。地籍というものが明確になった場合の管理手続や地籍学の体系も研究課題である。

鎌田氏：地籍についていろいろな課題が述べられたが、少し視点を変えてその地籍を担う次世代の育成についてお願いします。

阪本氏：不動産学部には地籍を重点とするコースがあるが、他のコースに比べて人気がないというのが実情



明海大学
阪本一郎教授

だ。学生は「よく知らない世界」という印象を持っている。地籍に関する課題を共有化し一般化する努力をする必要がある。今年度から千葉県土地家屋調査士会の協力を得て、寄附講座を開設することになった。地籍の面白さが学生に伝わることを期待している。しかし、地籍学が面白くなるためには、この分野の研究の展開が不可欠である。地籍のことを語る学者はまだ少ない。研究が展開するには、他分野からの参加が必要であり、地籍に関する課題を共有化し一般化する努力をする必要がある。

鎌田氏：次に権利の登記の専門家である立場からお話をお聞かせください。

磯崎氏：司法書士は地籍の成果を日常業務の中で実践的に使いこなしながら不動産取引の安全と円滑に寄与して



日本司法書士会連合会
磯崎泰博理事

いる。したがって、現場の状態が正確に登記簿に反映されていないと非常に困ることになる。表題登

記と権利の登記は表裏一体の関係にある。表示に関する登記については申請義務がありまた、罰則規定も設けられていることから表題登記がいかに重要であるかがわかる。登記の重要性に鑑み、実務面だけではなく、学問的な研究の推進も図られるべきである。

鎌田氏：土地建物取引業の立場から、オンライン化による影響や地図整備の現状についてはどのようなお考えでしょう。

和氣氏：不動産取引においては道路の確定は重要だ。測量をするとなると費用と時間がかかってしまう。官民境界を先行して行う地図整備を早急に進めてほしい。筆界特定制度を利用した場合、そこに境界のトラブルがあったふうに受け止める消費者がいる。建築確認の際の敷地図が土地の実測図だと思っている一般消費者も多い。地図というものが一本化されれば混乱は少なくなるのではないかと。

鎌田氏：筆界特定された土地が紛争性の存在する土地と受け止められているのは意外な感じですが。

小宮山氏：筆界特定制度の長所を引き出し、安心な土地であるためには実績を積んでいく必要がある。

鎌田氏：不動産登記法の改正、特にオンライン申請による実務上の影響について伺いたい。

下川氏：オンライン申請については必然的な流れだと受け止めている。情報の収集など便利になっ

て、徐々に



下川健策日調連副会長

定着してきている。ただ、地図については問題が残っているが、これは地籍制度の充実を図ることによって解決できるものと考えている。

磯崎氏：情報の収集という観点では大変便利になった。取引の際の登記空白期間短縮の視点からは、権利保護に役立つ可能性も出てきた。我々司法書士はもっと使いこなしていく必要がある。法務局の統廃合により地方で登記サービスを維持していくには司法書士・土地家屋調査士が共に利用者の利便性向上の立場からオンライン制度を発展させる必要がある。

鎌田氏：最後になりましたが、皆さんコメントがあればお願いします。

安藤氏：地籍調査に対する国民への理解を深めるための努力を関係方面とも協力しながら進めていきたい。

村田氏：研究会の方向は内々で決めるのではなく、広く外部の意見を取り入れることが大事だ。

阪本氏：高度の専門性は壁を作る。「広げる」がキーワードだ。

和氣氏：基本はわかりやすさ。公正・公平な統一的な地図ができたら、現場は混乱することがなくなる。

下川氏：地籍には無限の可能性があり、それをつかみ取れるかを我々は試されている。

鎌田氏：パネリストの皆さんからの提案にもあるように多面的な検討が必要であり、それによってはじめて課題が見えてくる。これまで日本土地家屋調査士会連合会が行ってきたシンポジウムなどをみると、さまざまな学問分野にわたって高度な意見が発表されている。地籍の研究会が今後も継続され、さらに幅広く、深まっていくことを期待している。本日はありがとうございました。

人材育成事業

—学校法人 近畿測量専門学校との情報交換—

副会長 大星正嗣

はじめに

広報部では人材育成事業の一環として、全国の専門学校との情報交換を実施しており、東京法経学院を始め、国土建設学院、都市デザインカレッジ愛知(旧愛知工業専門学校)等をこれまでに訪れたところであるが、これに続き平成20年度最後の訪問先を近畿測量専門学校(以下、「近畿測専」という。)とし、平成21年3月31日、藤木広報部長とともに近畿測専を訪問し、情報交換をした。近畿測専からは、教授の川端良和氏、教授で就職チーフの山田一弘氏、教務主任の谷健二氏の三人に対応していただき、測量分野の技術者、地籍関連分野の専門家、そして土地家屋調査士の資格取得を目指す者の拡大と育成に関して課題と対応策について意見交換を行った。更に日本土地家屋調査士会連合会(以下、「日調連」という。)との情報交換により、具体的な連携が可能であるかどうか模索し、今後双方の活動に生かしていくこととした。



近畿測量専門学校について

昭和31年12月、日本写真専門学校として創設し、昭和44年9月に測量科を新設。「測量に関する専門の養成施設」国家試験免除校として建設大臣の指定を受け、今年で40年の節目を迎える。この間6,500名を超える卒業生を輩出し、その内、土地家屋調査士合格者約370名を数えるに至っている。

学校長挨拶

近畿測専のホームページを拝見すると、校長先生の挨拶の中で、『本校では「真の専門学校教育とはなにか」について真剣に考察、研究を日々重ねております。専門学校がもつ独自性を生かし、「この学校で何を学べるのか」「この学校で学んだ事を次のステップでどう生かせるのか」この教育成果を学校組織的に高める努力を具体的に進めております。』とあります。

Wスクール教育

近畿測専40年の歴史の中で社会の変化に機敏に対応し、測量専修科、土地家屋調査士科を開設。続けて情報測量学科、ビジネス測量学科等、受験者のニーズに応える形で専門学校教育の成果を最大限に発揮してきた。平成17年4月には土地家屋調査士を目指す者に対し、東京法経学院とダブルスクール教育を開始した。このコースは、1年5か月で「測量士補」と「土地家屋調査士」の両資格取得を目指すもので、平成21年度では2009年4月に近畿測専に入学するのと並行して東京法経学院大阪



校の土地家屋調査士コースに学び、2010年3月の卒業時に無試験で測量士補の資格を取得し、2010年8月の土地家屋調査士試験に挑むことになりますが、二次試験免除で合格の確率が高くなるとのことでした。近畿測専のダブルスクールでは、両方のカリキュラムを効率的に履修できるシステムになっており、費用的にも従来の受験コースに比べて割安で設定され、人気コースで毎年15人前後の入学者がいるとの報告がありました。最近、他の測量専門機関も実施している所もあるとのことでしたが、日調連としてはもっと全国的な拡がりに期待したい。

教育現場の新たな展開

近年、少子高齢化、百年に一度といわれる経済不況下で、測量を目指す者にとっても例外ではなく、減少の傾向にある、特に工業系の高校が統廃合で少なくなってきたり、これも大きな要因のひとつにあげられる。また、一方で、就職活動を少しでも優位に運ぶため、資格取得を目指す人が増えていることもマスコミなどで報道されている。このような状況を踏まえ、近畿測専では全国の工業系の高校へ出向き、測量実習や測量に関する講義を実施し、資格者を目指す者の掘り起こしを行っている。日調連でも大学生を対象に寄附講座を開設しており、すでに京都産業大学、関西大学、近畿大学の三校は実績を残し、同志社大学と愛



媛大学は昨年から実施している。今年度は明海大学、奈良大学が予定しており、全国に展開すべく日調連でバックアップ体制を整えている。た

だ、そのほとんどが法学系の学生であり、測量に関する技術的な学習がないことから、近畿測専に講師派遣をお願いし、大学での測量に関する授業も取り入れることができないか検討を要する。また、講師については近畿測専の卒業生で各土地家屋調査士会の研修講師をしている会員が多くおり、この会員を動員して全国的に展開することも考えられる。

また、短期的な受験生の確保について、現在、土地家屋調査士は全国で約18,000名が事務所を設け業務を行っているが、その中の補助者で資格取得を目指す者が1万人ぐらいは予想される。これらの補助者を対象とした別カリキュラムを作成し、対応できないか議論したが、補助者で長期休職して入学できるのは、その事務所の後継者ぐらいでほとんどいないとのことであった。そうであれば、東京法経学院の通信教育の中に組み入れ、補助者の経験年数や知識レベルに分けてカリキュラムを考えてみてはどうか、と提案を行ったが、結論には至らなかった。

継続研修の必要性

近畿測専は学校法人であり、年間のカリキュラムが法規で決まっているため、短期間の研修等には原則対応できない。しかし講師派遣という形でできるのであれば、今は各土地家屋調査士会で基準点測量の研修を継続的に実施したいと考えている会が多くあり、その対応について議論した。この場合も近畿測専の卒業生を中心にできるのではないかと感触があった。日調連では測量系CPDとして土地家屋調査士会員を対象としたカリキュラムを作成し、測量業界にアウトソーシングして年に1回開催している。今まで実施された中で1つの反省点は参加者のレベルに当初から格差があり理解できなかった会員がいたことに対して、今後の課題としてそのレベルに合わせてクラス分けも検討しなければならないと考えている。

また、毎年全国8ブロックで新人研修を行っているが、いつも2日～3日間であらゆる知識を詰め込み状態にして終了することが多い。新人研修の中では、測量実習は実施していない。今後は新人研修に測量実習を組み入れ、近畿測専を始め、全国の測量専門学校で講師派遣をお願いして、集中的に研修ができるシステムを構築できればと考えており、新人会員の中に、多くの者が測量実習を望んでいるという事



実もある。測量系CPDを受講している会員に意見を求めると測量技術に自信がないことで参加している会員も少なくない。特に近年DID地区における街区基準点を活用した地積測量図の作成が必須となったこともあり、世界測地系の中で基準点に関する講習会の要請が多い。

女性の進出

また、一方で日調連では、女性に資格取得を目指す者が多くなるよう、その環境整備に苦慮している。現在全国で開



業している女性会員は500名ぐらいて、このネットワークを構築し、女性ならではの情報発信をサポートしようと考えている。先般の法改正で、ADR代理業務(特別研修を受講し、考査に合格しADR認定土地家屋調査士になった者)や筆界特定制度など今までの業務のほかに新たなステージで仕事ができるようになり、女性進出のチャンスを考え、積極的に女性受講者増につなげていきたいと思っている。近畿測専では、この40年間で約6,500名が卒業しておりその内197名の女性を受け入れているとのことであるが、そのほとんどはGIS等の地図づくりに興味のある人、また遺跡調査などに従事する人が多く、土地家屋調査士合格者はわずか6名だったことが報告された。

広報の側面から考えても、まだ土地家屋調査士の認知度が低く、高校生は測量士を知っていても土地家屋調査士を知らない人が多い。しかし、近畿測専を卒業する頃は全員がその存在を知るとのことである。また現在実施している大学の寄附講座のなかでも、女性の受講者がたくさん出席しており、だいぶ理解されてきているようである。

最後に

日調連として土地家屋調査士の資格をもっとキラキラ光る資格として魅力あるものにできないかと考えている。単なる申請業務としてだけではなく、地籍に関するプロとしてマネジメントができる会員の育成に力を入れる必要がある。寄附講座で大学生をターゲットにしているのも、日調連で「地籍に関する研究会」の設立を考えているのもすべて明日の土地家屋調査士像をイメージしてサポートしているのである。現実的には厳しい現状ではあるが、この資格者に夢をもって望めるよう環境を変えていきたいと思う。それには今回取材させていただいた近畿測専を通じて色々たくさんの示唆をいただき、紙面に書ききれない程の情報を得てきたが、まず身近に実践できるものから確実に進めていくことで人材の確保につなげていけると確信した。業務も責任の重さに見合う報酬が得られるよう全体のスキルアップをしていくことの大切さを実感した取材でした。

カダストラル・スタディーズ

韓国在地籍分野の組織に関する研究

日調連研究所研究員 戸田和章

序 論

本研究は、韓国の地籍分野の組織を研究することによって、日韓の地籍組織の差違を比較する契機とし、今後の日本の地籍制度あるいは地籍組織考察の基礎資料とすることを目的とする。

韓日における登記分野の研究は活発であるが、日本において韓国の地籍分野に関する先行研究は、ほとんどみることがない。戦前、地籍制度に関し、ほぼ同様の制度をもっていた韓日が、戦後を境にそれぞれ異なった制度の選択をした。日本は土地台帳制度を廃止し登記制度に一元化した。韓国は一貫して台帳制度を維持した。1950年、地籍法という登記法とは別個独立した法律を制定し、地籍国定主義を採用している。地籍国定主義とは、地番、地目、面積、境界は国家が定め、国家が管理するという概念である。したがって、境界が不明となった場合、あるいは紛争がある場合、地籍法の規定にしたがって国家が境界復元測量を行い、現地に境界を示すことになっている。本研究は、韓国の地籍がどのように運用され、どのような組織を構築しているのかについて明らかにすることとする。

このような研究目的を達成するため、研究範囲として時間的範囲は現在とし、空間的範囲は韓国とし、内容的範囲は地籍分野の組織である地籍官界、地籍業界、地籍学界の実態を調査・分析することで、その特徴を提示し、地籍測量及び地籍整理手続と登記手続の関係について言及する。

本研究題材への接近方法は、法律的接近と行政的接近、調査方法は、文献調査とインターネット調査、分析方法は、記述的分析方法を採用する。

Key word

地籍 登記 地籍官界 地籍業界 地籍学界 地籍国定主義
国土海洋部 法院 大韓地籍公社 地籍学会 地籍教育機関

第1 地籍官界の組織

1-1 中央行政の組織

韓国の行政部の組織は、政府組織法^{*1}に規定されている。韓国の中央行政組織において、「部」は日本の「省」に相当する行政組織である。2008年2月25日、大統領に就任した李明博政権下での組織は〈表1〉のとおり、13部2処で構成されている。

〈表1〉 韓国の中央行政組織

韓国の中央行政組織	企画財政部、知識經濟部、人材科学部、農水産食品部、保健福祉女性部、文化部、国土海洋部、外交統一部、国防部、法務部、環境部、労働部、行政安全部、国家報勲処、法制処
-----------	--

1-2 地籍行政の組織

李明博政府の出帆とともに政府行政組織改編がなされ、長い間、行政自治部^{*2}で管理していた地籍業務が、新しく組織された国土海洋部^{*3}に移管され、地籍業務を担当することになった。国土海洋部は国土と海洋に分けられ、第1次官は国土分野を、第2次官は海洋分野についての業務を担当している。地籍分野は、第1次官所属の住宅土地室国土情報政策官直属で4課に分けられており、地籍業務は国土情報制度課が担当している。各課別担当業務は〈表2〉のとおりである。地籍測量に関する行政部署の組織は、中央部署と各地方自治団体に及び、約4,000名で構成されており、機構図は〈図1〉のとおりである。

* 日本土地家屋調査士会連合会 研究所 研究員

*1 政府組織法 1948年7月17日 法律公布番号第1号

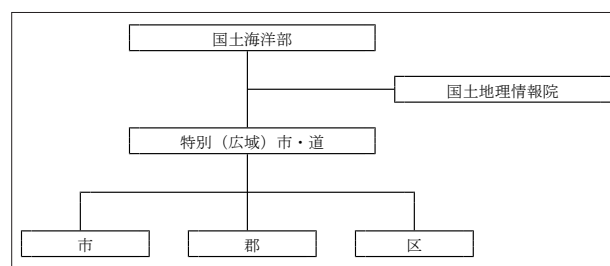
*2 従前の地籍業務担当部署であった行政自治部は、二委員会と情報通信部の一部を統合し行政安全部となった。

*3 建設交通部、海洋水産部の海洋開発・港湾建設・海運物流政策を統合し、新たに国土海洋部となった。

〈表2〉 国土海洋部地籍分野担当業務

部署別	担 当 業 務
国土情報企画課	— 国家空間情報体系構築、活用、法令制定、運用 — 土地管理情報化計画樹立、施行 — 空間情報体系関連非営利法人指導・監督
国土情報制度課	— 測量法、地籍法運営 — 国家測量政策樹立、調整 — 衛星、宇宙測地技術開発・運営 — 地籍土地登録制度の企画、立案 — 地籍関連法令運営 — 地籍測量遂行者指導・監督 — 中央地籍委員会運営 — 地籍再調査事業推進 — 地籍不適合地整理 — 地籍公簿管理、情報化推進 — 統一対備北朝鮮地籍再調査法案研究 — 共有土地分割に関する法令運営 — 測地、地籍、水路測量制度一元化 — 空間情報技術資格調整、運営 — 測量、地籍関連地方自治団体支援 — 不動産情報管理発展計画の樹立 — 全国不動産HP運営
国土情報産業支援課	— 大韓地籍公社予算及び運営指導、管理 — 空間情報産業育成 — 空間情報体系流通政策樹立 — 空間情報専門人材養成 — 空間情報産業国際協力 — 知能型国土情報技術革新 — 地下施設物電算化、高度化
国土情報センター長	— 国家空間情報統合DB誘致、管理 — 国土関連情報及びシステムの連繫方案研究 — 住宅及び土地所有現況等、国土関連情報の収集、加工及び基本統計生産 — 総合不動産の算定のための資料提供 — 全国不動産HP運営 — 不動産情報管理発展計画の樹立

資料：国土海洋部内部資料
(資料提供 韓国慶一大学校 金鴻澤招聘教授)



〈図1〉 地籍分野(所管庁)機構図

〈表3〉 国土海洋部所属国土地理情報院地籍チーム担当業務内容

業務名	主要業務内容
測量関連業務	— 世界測地系転換 — GPS 常時観測所及び中央処理センター運営、高度化 — 未登記島地籍登録業務 — 地籍測量基準点管理 — 非武装地帯及び開城工団地籍測量業務支援 — 地籍測量即時処理センター構築運営 — 地籍測量結果簿管理運営
地籍一般業務	— 地籍民願業務処理及び質疑返信 — 地籍民願ハッピーコールセンター運営管理
地籍情報センター業務	— 地籍行政システム運営管理 — 非法人システム運営管理 — 行政区画コード附与管理 — 祖先土地搜索運営 — 地籍統計業務運営 — 地籍測量即時処理センター構築運営 — 地籍測量結果簿管理運営 — 地籍、登記資料相互一致化推進 — 旧土地台帳電算化構築

資料：国土海洋部内部資料
(資料提供 韓国慶一大学校 金鴻澤招聘教授)

国土海洋部所属機関である国土地理情報院地籍チームでも、地籍分野の該当業務を担当しており、具体的な業務内容は〈表3〉のとおりである。

地籍業務の中央機関傘下に、中間機関である特別(広域)市、道があり、地籍分野担当は〈表4〉のとおり多様な部署名を使用しており、地方地籍業務を総括している。下位機関である市、郡、区の地籍分野も、多様な部署で地籍分野の該当業務を担当している。

〈表4〉 地籍業務分野担当部署

行政区画	担当部署名
釜山・大田・蔚山・忠南	地籍課
慶北・済州	建築地籍課
江原	住宅地籍課
京畿・慶南・光州・仁川	土地情報課
全南・ソウル	土地管理課
全北	土地建築課
大邱・忠北	土地情報チーム
全国市・郡・区	地籍課、建築地籍課、交通地籍課、地籍民願課、住宅地籍課、民願地籍課、土地管理課、土地情報課、不動産情報課、都市計画課、都市課、税務課、財務課、総務課、総合民願課、民願奉仕チーム、民願処理課、民願総合処理課、民願人課、生活民願課、総合民願室、民願課、民願奉仕課、開かれた民願室、住民奉仕課、住民自治課、市民課、市民奉仕課等

(資料提供 韓国慶一大学校 金鴻澤招聘教授)

1-3 登記行政の組織

1) 登記機関の組織

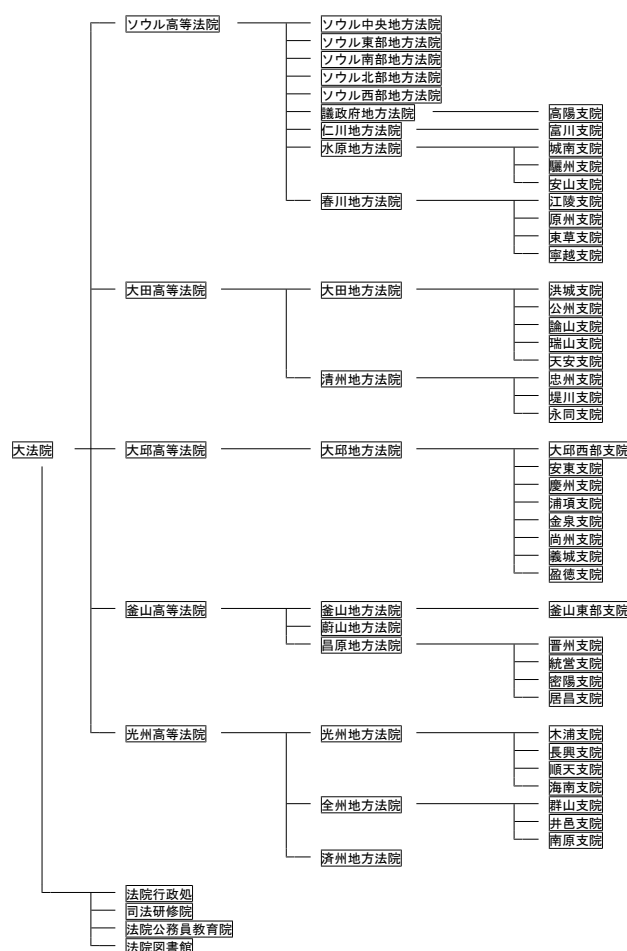
韓国において登記事務を担当する国家機関は「法院」であり^{*4}、地方法院とその支院が管轄区域内の登記事務を管掌し、地方法院は登記事務の一部を処理させるために「登記所」という名称の官署を置くことができ^{*5}、これら地方法院、支院及び登記所の名称を付された官署が不動産登記法上の登記所として位置づけられている^{*6}。登記所の設置、廃止及び管轄区域は、大法院規則をもって定められる^{*7}。2008年現在、全国で5個の高等法院が設けられ、さらに16個の地方法院及び37個の支院に登記課等が配置され、全国に152個の登記所が設置され、都合205個の官署で登記事務を行っている。韓国の地方法院・

同支院は、日本でいう法務局・地方法務局・支局であり、韓国の登記所は、日本でいう出張所に該当する。日韓の差違点について、日本の登記事務は行政部が行っているのに対し、韓国は司法部が担当していることである^{*8}。登記事務は、地方法院、同支院及び登記所に勤務する法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補の中から、地方法院長(登記所の事務を支院長が管掌する場合は支院長をいう。以下同じ)が指定した者(以下「登記官」という)がこれを処理する^{*9}。韓国職級制については、〈表5〉のとおりである。

〈表5〉 韓国職級制

1級	法院管理官	2級	法院理事官	3級	法院副理事官
4級	法院書記官	5級	法院事務官	6級	法院主事
7級	法院主事補	8級	法院書記	9級	法院書記補

日韓法制比較解説、亀田哲著、日本加除出版株式会社、P9参考作成



〈図2〉法院体系図

※ただし特許法院、家庭法院、行政法院、市・郡法院の記載を省略した
2008.法曹手帳(法律新聞社)参考作成

*4 法院組織法第2条第2項

*5 法院組織法第3条第2項「地方法院及び家庭法院の事務の一部を処理させるため、その管轄区域内に支院及び少年部 支院、市法院又は郡法院(以下「市・郡法院」という)並びに登記所を置くことができる」

*6 不動産登記法第7条第1項「登記する権利の目的である不動産の所在地を管轄する地方法院、同支院又は登記所を管轄登記所とする」

*7 法院組織法第3条第3項、大法院規則第894号「登記所の配置とその管轄区域に関する規則」

*8 その経緯は、登記戸籍実務研究、釜山登記戸籍研究会編 2005.6 P14参考

*9 不動産登記法第12条

〈表6〉 地方法院・支院・登記所数の現況

地方法院	地方法院数	支院数	登記所数	合 計
ソウル中央地方法院	1	0	6	7
ソウル東部地方法院	1	0	2	3
ソウル南部地方法院	1	0	3	4
ソウル北部地方法院	—	0	3	3
ソウル西部地方法院	1	0	3	4
議政府地方法院	1	—	9	10
仁川地方法院	1	1	7	9
水原地方法院	—	4	17	21
春川地方法院	1	4	12	17
大田地方法院	1	5	12	18
清州地方法院	1	3	7	11
大邱地方法院	1	8	19	28
釜山地方法院	1	1	7	9
蔚山地方法院	1	0	2	3
昌原地方法院	1	4	14	19
光州地方法院	1	4	18	23
全州地方法院	1	3	10	14
済州地方法院	1	0	1	2
合 計	16	37	152	205

※－は、登記課(係)が設けられていない地方法院・支院を示す
2008.法曹手帳(法律新聞社)参考作成

〈表7〉 登記担当課及び登記所の名称一覧

地方法院	ソウル中央地方法院 登記課
支 院	—
登 記 所	商業 中部 冠岳 城北 江南 銅雀
地方法院	ソウル東部地方法院 登記課
支 院	—
登 記 所	江東 松坡
地方法院	ソウル南部地方法院 登記課
支 院	—
登 記 所	永登浦 江西 九老
地方法院	ソウル北部地方法院 —
支 院	—
登 記 所	北部 東大門 道峰
地方法院	ソウル西部地方法院 登記課
支 院	—
登 記 所	西大門 恩平 龍山
地方法院	議政府地方法院 登記課
支 院	高陽支院 —
登 記 所	南楊州 九里 漣川 抱川 加平 東豆川 鐵原 坡州 高陽
地方法院	仁川地方法院 登記課
支 院	富川支院 登記課
登 記 所	東仁川 北仁川 桂陽 南洞 西仁川 江華 金浦
地方法院	水原地方法院 —
支 院	城南支院 登記課 驪州支院 登記係 平澤支院 登記課 安山支院 登記課
登 記 所	東水原 長安 安養 楊平 利川 龍仁 安城 華城 軍浦 儀旺 果川 松炭 盆唐 廣州 河南 光明 始興

地方法院	春川地方法院 登記課
支 院	江陵支院 登記課 原州支院 登記課 東草支院 登記係 寧越支院 登記係
登 記 所	華川 楊口 麟蹄 高城 襄陽 三陟 東海 太白 旌善 平昌 橫城 洪川

地方法院	大田地方法院 登記課
支 院	洪城支院 登記係 公州支院 登記係 論山支院 登記係 瑞山支院 登記課 天安支院 登記課
登 記 所	大德 南大田 錦山 扶餘 長項 保寧 青陽 鳥致院 牙山 禮山 唐津 泰安

地方法院	清州地方法院 登記課
支 院	忠州支院 登記係 堤川支院 登記係 永同支院 登記係
登 記 所	東清州 報恩 沃川 鎮川 槐山 陰城 丹陽

地方法院	大邱地方法院 登記課
支 院	大邱西部支院 登記課 安東支院 登記係 慶州支院 登記係 浦項支院 登記課 金泉支院 登記係 尚州支院 登記係 義城支院 登記係 盈徳支院 登記係
登 記 所	南大邱 北大邱 東大邱 軍威 青松 英陽 永川 慶山 清道 高靈 星州 漆谷 龜尾 聞慶 醴泉 榮州 奉化 鬱陵 蔚珍

地方法院	釜山地方法院 登記課
支 院	釜山東部支院 登記課
登 記 所	釜山鎮 北釜山 中釜山 南釜山 沙下 金井 江西

地方法院	蔚山地方法院 登記課
支 院	—
登 記 所	中部 梁山

地方法院	昌原地方法院 登記課
支 院	晋州支院 登記課 統営支院 登記係 密陽支院 登記係 居昌支院 登記係
登 記 所	鎮海 馬山 咸安 宜寧 南海 河東 山清 巨濟 固城 昌寧 咸陽 陝川 泗川 金海

地方法院	光州地方法院 登記局
支 院	木浦支院 登記課 長興支院 登記係 順天支院 登記課 海南支院 登記係
登 記 所	潭陽 谷城 和順 羅州 靈光 長城 靈岩 咸平 務安 康津 莞島 珍島 麗水 麗川 求禮 光陽 高興 寶城

地方法院	全州地方法院 登記課
支 院	群山支院 登記課 井邑支院 登記係 南原支院 登記係
登 記 所	鎮安 茂朱 長水 任實 淳昌 高敞 扶安 金堤 益山 完山

地方法院	済州地方法院 登記課
支 院	—
登 記 所	西歸浦

2) 法院行政処の役割

法院の組織、人事、予算、会計、施設等の管理のように、司法部を運営するにあたって必要な行政作用をいう。司法行政の最高機関は大法院長である。大法院長は大法院の一般事務を管掌し、大法院の職員と各級法院及びその所属機関の司法行政事務に関し、職員を指揮監査する。

司法行政事務を管掌するために、大法院に法院行政処を置く^{*10}。法院行政処は、法院の人事、予算、会計、施設、統計、訟務、登記、家族関係登録、供託、執行官、法務士、法令調査及び司法制度研究に関する事務を管掌する^{*11}。

法院行政処の組織図は、〈図3〉のとおりである。

法院行政処の業務分掌のうち、登記に係る事務は下記のとおりである。

・企画調整室情報課

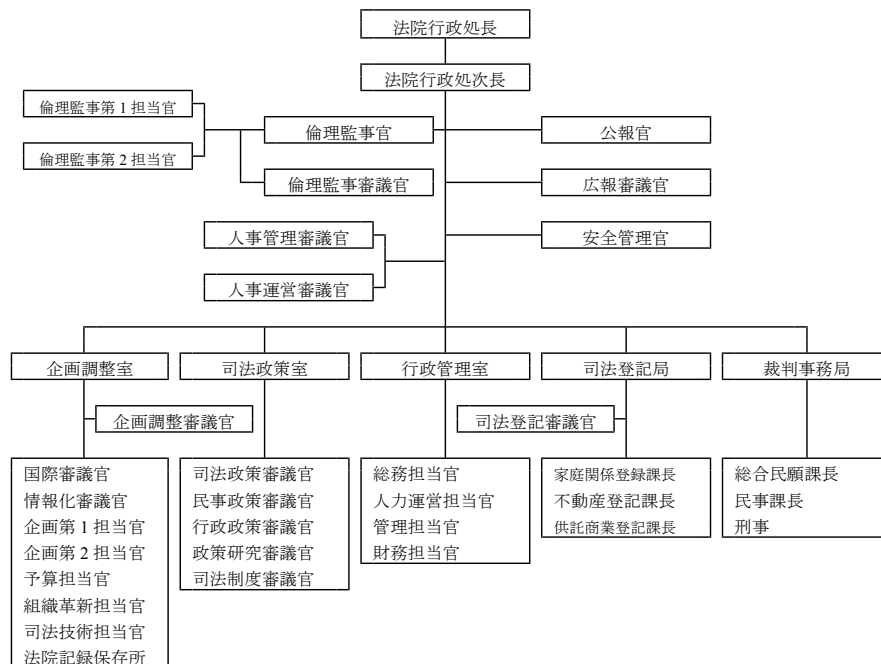
- 1 司法情報化発展のため、中長期計画の樹立及び調整
- 2 司法業務情報化、電算化のための計画及び執行
- 3 登記・家族関係登録・供託・執行官関連業務の情報化、電算化計画及び執行(ただし、司法登記審議官分掌事務を除く)

- 4 司法情報通信網の設置と運営に関する政策樹立及び執行
- 5 司法統計の収集と分析に関する事項

・司法登記局不動産登記課

- 1 不動産登記(供託商業登記課の業務に属さないその他の登記及び登録を含む)に関する事項
- 2 法務士に関する事項
- 3 登記特別会計に関する事項
- 4 財産照会回信業務

韓国の登記機関は司法部である大法院の傘下であり、地方法院又は同支院及び登記所が登記事務を行っている。これらの登記機関は、国家の直営であり、地方自治団体に事務委任は行っていない。日本と比較すると、日本の登記機関は、行政庁である法務省の傘下にあるところが相違しているが、国家の直営であることは、同様である。組織体も法院と法務局の違いはあれ、両国とも同様の組織構成をしている。また、韓国の法院行政処の役割は、日本の民事局と同様で、登記の電算化は法務行政処長企画調整室情報課が計画実行している。



〈図3〉法院行政処の組織図

<http://www.scourt.go.kr/> 参考作成

*10 法院組織法第19条第1項

*11 法院組織法第19条第2項

1-4 台帳と登記の関係

韓国では台帳と登記の二元主義を採択している。不動産登記法上、登記できる不動産は土地と建物の二種類であり、登記所において土地登記簿と建物登記簿が備え付けられているのは日本と同様であるが、台帳制度において、土地台帳と建物台帳の法律が異なっている点に特徴がある。以下、土地台帳と建物台帳に分けて登記との関係を述べる。

1) 土地台帳の登録と登記との関係

土地台帳の登録は、地籍法^{*12}に依拠し、運営されている。土地の新規登録、地目変更、分割、合併等、土地に異動があるときは、土地所有者の申請により所管庁が決定する^{*13}。土地の異動を登録した所管庁は、遅滞なく管轄登記所にその登記を嘱託することになっている^{*14}。この嘱託登記によって登記所における表題部の従前の表示内容が変更されることになっている。

2) 建物台帳の登録と登記との関係

建物台帳の登録は、建築法^{*15}に依拠し、運営されている。所管庁は建築物の所有、異動状態を確認あるいは、建築政策の基礎資料として活用するため、一定の事項に該当する場合は建築物台帳に建築物及びその土地に関する現況を記載し、これを保管しなければならない^{*16}。一般に建物を新築した場合は、

竣工証の交付を受け建物台帳に登録したのち、建物台帳の謄抄本を添付して登記所に申請することになる。また、建築物の面積、構造、用途、階数等、建築物台帳の記載内容が変更された場合や滅失申告があった場合、所管庁は管轄登記所にその旨を嘱託することができる^{*17}。

第2 地籍業界の組織

韓国で地籍測量を遂行している者は、地籍法の規定により設立された特殊法人大韓地籍公社^{*18}と、国土海洋部に登録した地籍測量業者^{*19}の二態様がある。大韓地籍公社は、2003年まで地籍測量業務を独占していたが、地籍測量業務を非営利法人だけに代行させるようにした地籍法の規定(2003年12月31日改正前)が職業選択の自由を制限するものとして憲法に不合致という憲法裁判所の決定^{*20}がなされ、地籍法改正で地籍測量登録制が導入され、一定の競争体制を整えることになった。

1) 大韓地籍公社

大韓地籍公社では確定測量、新規登録測量、境界復元測量、基礎測量、図面作成及び再作成業務等、地籍測量関連業務を一括遂行している。現在約4,000名が公社に従事している。目的と主要事業等は〈表8〉のとおりである。

〈表8〉 大韓地籍公社の組織

設立年度	－ 1938.1.24 朝鮮地籍協会として発足 － 2004.1.1 から特殊法人大韓地籍公社に転換(地籍法第41条の9)
設立目的	土地関連情報の調査、測量と地籍制度に関する研究を遂行し、効率的な土地管理と所有権保護に貢献するため設立
主要事業	－ 地籍測量：地籍法による地籍三角、分割、境界復元、確定等の地籍測量 － 国際交流：地籍制度、地籍測量に関する国外進出事業及び国際交流 － 教育、研究：地籍制度及び地籍測量に関する研究、教育等、支援事業 － 図面作成：地籍図及び林野図等、地籍関係図面の作成 － 地籍事業：地籍再調査、地籍不都合地事業に関する事項 － 地籍情報：地籍図面電算ファイル資料を利用した地籍情報サービス提供及び活用
組織 人 力	本社、地籍研修院、地籍研究院、地域本部12個、支社203個、事業団6個 3,988名

資料：大韓地籍公社内部資料
(資料提供 韓国慶一大学校 金鴻澤招聘教授)

*12 地籍法 1950年12月1日 法律第165号

*13 地籍法第3条第2項

*14 地籍法第30条

*15 建築法 1962年1月20日 法律第984号

*16 建築法第29条

*17 建築法第29条の2

*18 地籍法第41条の9

*19 地籍法第41条の2

*20 憲法裁判所 2002年5月30日決定

大韓地籍公社の機構図は〈図4〉のとおりである。

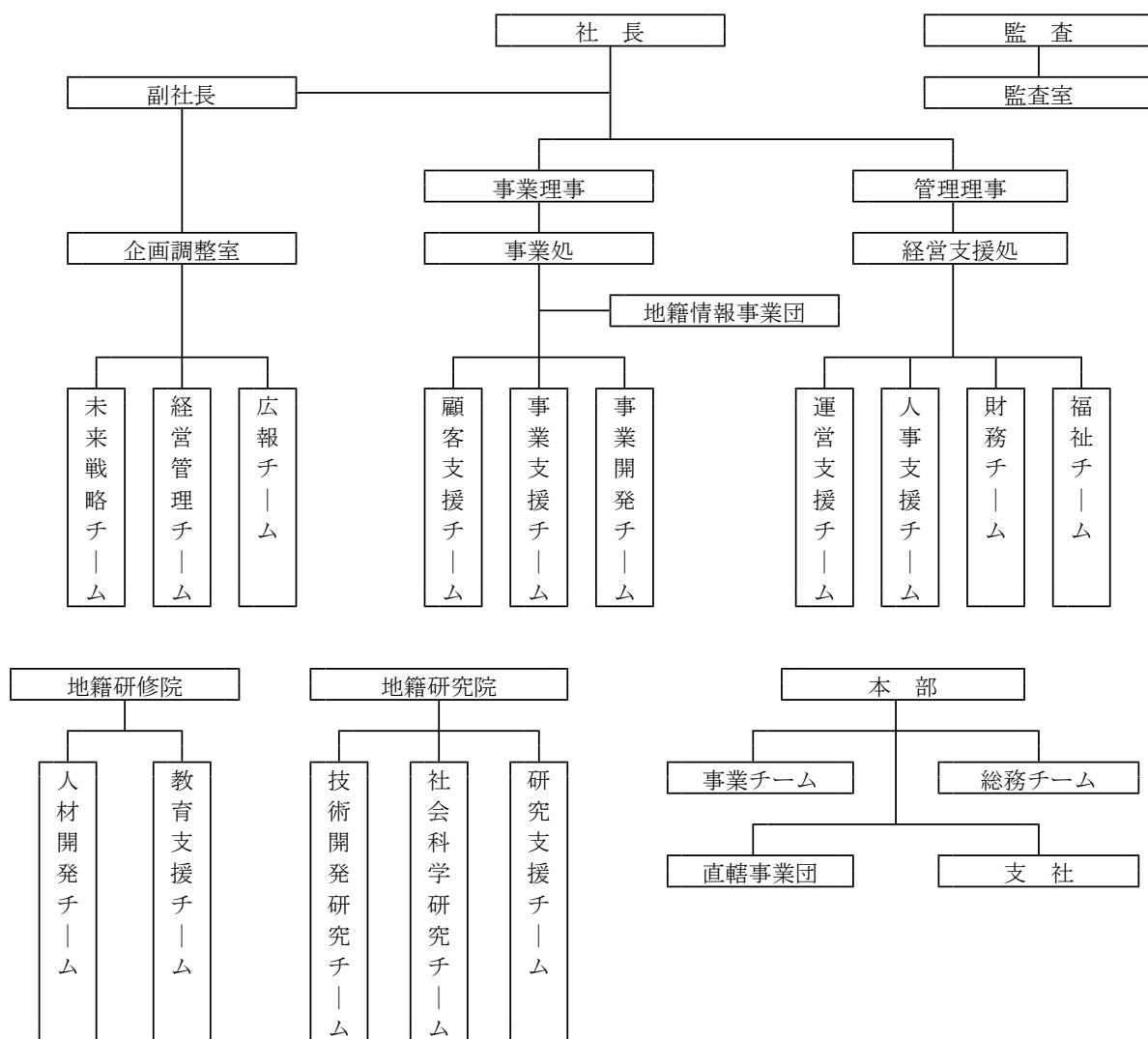
2) 地籍測量登録業者

地籍測量登録業者は、2008年4月現在、78業者が登録され、649名が従事している。大韓地籍公社は地籍法上に定義された特殊法人で、業務範囲は地籍測量全般に及んでいるのに対し、地籍測量登録業者は法律で定める一定の登録基準を整えた者が、国土海洋部長官に対し地籍測量業の登録を受けることによって業務を遂行することができるようになっている^{*21}。しかし、業務範囲は境界点座標登録簿が備え付けられている地域に限られており、図解地

域での地籍測量は行うことができない^{*22}。なお韓国では境界点座標登録簿が備え付けられている地域は、全国の8%に過ぎない。このような制限のため、この業体の活動は極めて微塵な実情である。

第3 地籍学界の組織

韓国での地籍に関する学会は、韓国地籍学会と韓国地籍情報学会がある。また、学校教育機関として、全国で5大学校に地籍学科、12専門大学に地籍科、5実業系高等学校に地籍科が設置されている。



〈図4〉大韓地籍公社機構図

資料：大韓地籍公社内部資料（資料提供 韓国慶一大学校 金鴻澤招聘教授）

* 21 地籍法第41条の2第1項

* 22 地籍法第41条の3

3-1 韓国の地籍学会

1) 韓国地籍学会

韓国地籍学会は、会員相互間の協同で地籍及び関連学問に関する学術研究を体系化することで、地籍制度の発展に貢献することを目的^{*23}として1976年8月31日に設立された。1992年5月18日、所管庁の法人設立許可を受け、社団法人韓国地籍学会の設立登記がなされ現在に至っている。2008年6月現在、900名の会員を有している。学会の事業は下記のとおりである。

韓国地籍学会の事業^{*24}

1. 学術研究及び発表
2. 学術研究誌及びその他図書の発行
3. 専門知識を要する事業の調査、鑑定及び評価の実施
4. 国内及び国外の学術交流及び政策諮問
5. 国家機関または公共団体若しくは他の学術機関の地籍に関する諮問及び用役
6. 本学会が授与する賞の制定運営
7. 修練会等の開催

韓国地籍学会では、地籍学、地籍行政、地籍法制、地籍史、土地境界、地籍測量、写真測量、土地情報、地理情報、地籍教育の学術分科会があり、それぞれの分野で学術活動をしている。

2) 韓国地籍情報学会

韓国地籍情報学会は、地籍及び関連学問に関する学術的研究を体系化することで、地籍制度と国家情報体系発展に寄与することを目的^{*25}として1999年4月17日に設立された。韓国地籍学会との差違について、韓国地籍情報学会が追求する理想は、国家発展と国民福祉に志を置いている。国家地理情報体系の根幹をなす土地情報、都市情報、地理情報等、各々平行的に研究されている分野が連繋し総合的思考をもって接近することで、地籍制度と国家地理情報体系発展に寄与することを目的としている。2008年6月現在、205名の会員を有している。学会の事業は下記のとおりである。

韓国地籍情報学会の事業^{*26}

1. 学術研究及び発表
2. 専門研究誌及び図書の発行

3. 専門知識を要する事業の調査、鑑定及び評価の実施
4. 国内外の学術交流及び政策諮問
5. 国家機関または公共団体の事業及び用役
6. 本学会が授与する賞の制定運営
7. その他目的達成のため必要な事業

韓国地籍情報学会では、地籍行政、地籍測量、土地法、都市及び環境、地籍史、地籍及び不動産政策、GIS及びGPS、土地境界、遠隔探査、土木及び建築の学術分科会があり、それぞれの分野で学術活動をしている。

3-2 韓国の地籍教育機関

1) 各教育機関の現況

韓国では学校教育の過程で地籍学科あるいは地籍科が設けられている。現在、5大学校(4年制)に地籍学科、12専門大学(2年制)に地籍科、5実業系高等学校に地籍科が設置されている。各教育機関の現況は〈表9〉のとおりである。

〈表9〉 各教育機関の現況

4年制大学校地籍学科設置現況		
開校年	校 名	学科名
1985	木浦大学校	地籍学科
1997	ソウル市立大学校	地籍情報学科
1998	慶一大学校	不動産地籍学科
1999	永同大学校	都市不動産学科
2000	明知大学校	地籍及びGIS学科
2年制大学地籍科設置現況		
開校年	校 名	学科名
1977	明知専門大学	地籍情報科
1977	新丘大学	地籍情報科
1978	瑞一大学	不動産科
1978	東岡大学	土地情報管理科
1985	信興大学	地籍不動産情報科
1985	春川大学	不動産コンサルティング科
1985	大邱未来大学	土地情報科
1992	大邱科学大学	測地工学科
1998	青陽大学	地籍科
1998	全州工業大学	地籍科
1998	昌原専門大学	土地行政学科
1998	江原道立大学	地籍情報科
実業系高等学校地籍科設置現況		
開校年	校 名	学科名
1997	慶尚工業高等学校	地籍情報科
1997	麗水工業高等学校	地籍科
1997	天安農業高等学校	地籍科
1998	微慶工業高等学校	地籍情報科
2000	羅州工業高等学校	地籍科

* 韓国では4年制大学を「大学校」、2年制大学(日本では短期大学と称している)を「大学」と称している。

資料：韓国地籍百年史 大韓地籍公社編 p1080～1086

* 23 社団法人韓国地籍学会定款第2条

* 24 社団法人韓国地籍学会定款第4条

* 25 韓国地籍情報学会定款第3条

* 26 韓国地籍情報学会定款第4条

2) 大学の教科課程の構成

現在、地籍学を学科次元で開設している大学の教育課程の内容は、清州大学校が〈表10〉、木浦大学校が〈表11〉、慶一大学校が〈表12〉のとおりである。

〈表10〉清州大学校福祉・土地情報学部地籍学専攻教育課程現況

履修区分	開設 学年 学期	学修 番号	教科目名	単位	講義類型及び時間			
					理論	実験 実習	実技	計
専攻探索	1－1	7612001	不動産学概論	3	3			3
		7612002	土地測量学	3	3			3
専攻探索	1－2	7612003	社会生活科土地法入門	3	3			3
		7612004	情報化社会の都市と計画	3	3			3
専攻深化	2－1	7612005	都市計画電算	3	3	3		3
		7612006	地籍測量	3	3			6
		7612007	土地生活公法Ⅰ	3	3			3
		7612008	市民社会と土地私法Ⅰ	3	3			3
		7612015	地籍学	3	3			3
専攻深化	2－2	7612010	土地及び地籍調査	2	2		2	4
		7612011	地籍制度学	3	1		2	3
		7612012	応用測量学	3	3			3
		7612013	情報社会の施設立入実習	2	2		2	4
		7612016	市民社会の土地私法Ⅱ	3	3			3
専攻深化	3－1	7612017	写真測量	2	2		2	4
		7612018	土地生活公法Ⅱ	3	3			3
		7612019	土地利用計画実習	2	2			4
		7612020	不動産コンサルティング	3	3		2	3
		7612021	インターネットと土地情報	3	3			3
専攻深化	3－2	7612022	不動産仲介及び実務	2	2		2	4
		7612023	GIS	3	3			3
		7612024	不動産政策論	3	3			3
		7612025	不動産鑑定評価理論及実務	2	2		2	4
		7612026	確定測量	3	3			3
専攻深化	4－1	7612027	都市データベース管理論	3	3			3
		7612028	地籍電算	3	3			3
		7612029	地籍行政	3	3			3
		7612030	不動産公示法理論及び実務	2	2	2		4
専攻深化	4－2	7612031	GPS 測量	2	2			2
		7612032	不動産と租税	3	3			3
		7612033	不動産権限調査論	3	3			3
		7612034	不動産情報論	3	3			3
合計		専攻探索 12 (12) + 専攻深化 76 (93) = 88 (105) 単位 (必修)						

資料：清州大学校、[教育課程編覧]、2007。

〈表11〉木浦大学校社会科学部地籍学専攻教育課程現況

教科区分	教科目番号	教科目名	単位 (時間)	開設 学期	備考
専攻探索	EK548	社会科学の理解	3-3-0	1/1	
	履修単位計		3		
専攻必修	ED101	不動産学概論	3-3-0	2/1	名称変更
	ED102	都市計画概論	3-3-0	2/1	
	ED104	地籍学原論	3-3-0	2/1	
	ED539	土地公法の基礎	3-3-0	2/1	
	ED546	測量学入門	3-3-0	2/1	
	履修単位計		15		
専攻選択	ED523	地籍電算および土地情報体系論	3-3-0	2/1	名称変更
	ED107	不動産評価理論	3-3-0	2/2	
	ED108	基準点測量および演習	3-2-2	2/2	
	ED525	土地私法Ⅰ	3-3-0	2/2	名称変更
	ED545	土地行政学概論	3-3-0	2/2	
	ED546	国土関係法規	3-3-0	2/2	
	ED501	立地論	3-3-0	2/2	
	ED109	確定測量および演習	3-2-2	3/1	
	ED509	不動産仲介論	3-3-0	3/1	
	ED534	土地利用計画および設計	3-3-0	3/1	名称変更
		不動産経済学	3-3-0	3/1	
	ED549	GPS 測量	3-2-2	3/1	新規
		土地私法Ⅱ	3-3-0	3/1	新規
	ED516	都市環境の理解	3-3-0	3/2	名称変更
	ED536	不動産登記論	3-3-0	3/2	名称変更
	ED538	不動産コンサルティング	3-3-0	3/2	
	ED541	土地政策論	3-3-0	3/2	
	ED550	航空写真測量および遠隔探査	3-3-0	3/2	
	ED551	不動産投資開発論	3-3-0	3/2	名称変更
	EB568	GPS 概論	3-3-0	4/1	
	ED520	不動産評価実務	3-3-0	4/1	
	ED522	臨海地域開発論	3-3-0	4/1	
	ED548	不動産投資金融論	3-3-0	4/1	
	ED552	不動産権利分析論	3-3-0	4/1	
		地籍関係法規	3-3-0	4/1	新規
	ED503	不動産課税論	3-3-0	4/2	
	ED526	土地制度史	3-3-0	4/2	名称変更
	ED531	都市政策論	3-3-0	4/2	
	ED543	住宅政策論	3-3-0	4/2	
	ED544	CAD 応用および実習	3-2-2	4/2	
		国有財産管理論	3-3-0	4/2	新規
履修単位計		単数専攻	57		
		複数専攻	27		
開設単位計			93		
専攻履修単位計			75		
専攻開設単位計			111		
単数専攻勸奨履修科目		地籍学原論、不動産学概論、都市計画概論、測量学入門、土地公法の基礎、不動産仲介論、鑑定評価理論、都市政策論、GPS 概論、地籍関係法規			
多専攻 (部専攻および複数専攻) 勸奨履修科目		地籍学原論、不動産学概論、都市計画概論、測量学入門、土地公法の基礎			

資料：木浦大学校、[大学要覧]、2007。

〈表12〉 慶一大学校不動産地籍学科教育課程現況

学年	1 学 期					2 学 期				
	区分	教科目	単位	時数		区分	教科目	単位	時数	
				理論	実習				理論	実習
1	教必	大学生生活フォトポリオⅠ (基本教養)	1	1		教必	知性と実践(基本教養)	1	1	
	教必	英語会話Ⅰ(基本教養)	1		2	教必	英語会話Ⅱ(基本教養)	1		2
	教必	思考と表現(基本教養)	2	2		教必	コンピュータ英訳 (択1)(基本教養)	2	2/1	0/2
	教必	地籍学入門 (学科基礎)	3	3		教必	不動産学入門 (学科基礎)	3	3	
	教選	法学概論(専攻基礎)	2	2		教選	行政学概論(専攻基礎)	2	2	
	教選	独島論(専攻基礎)	2	2		教選	間島論(専攻基礎)	2	2	
	教選	第4.5.7英訳(選択教養)				教選	第3.6.8英訳(選択教養)			
小計	編成単位		11	10	2	編成単位		11	10/9	2/4
2	専必	地籍学原論	3	3		教必	実用用語英訳 (択1)(基本教養)	1		2
	専選	国土及都市計画論	3	3		専必	不動産学原論	3	3	
	専選	筆地論	3	3		専選	地籍公示法論	3	3	
	専選	地目論	3	3		専選	不動産仲介及実務	3	2	2
	専選	土地調査方法論	3	2	2	専選	不動産私法	3	3	
	専選	専攻用語基礎	2	2		専選	地籍調査及測量実習	3	2	2
						専選	CAD		2	2
小計	編成単位		17	16	2	編成単位		19	15	8
3	専必	地籍測量及び実習	3	2	2	専必	不動産地籍特講	3	3	
	専必	鑑定評価及補償実務	3	2	2	専選	地籍応用測量及実習	3	2	2
	専選	土地境界論	3	3		専選	不動産権利分析及保険論	3	3	
	専選	不動産公法	3	3		専選	不動産金融及担保実務	3	2	2
	専選	地籍電算学及実習	3	2	2	専選	地籍調査及実務	3	3	
	専選	専攻用語深化	2	2		専選	不動産租税及実務	2	2	
	専選	現場実習Ⅰ	(2)			専選	現場実習Ⅱ	(2)		
小計	編成単位		17	14	6	編成単位		17	15	4
4	専必	地籍判例論	2	2		教選	第9英訳(選択教養)			
	専選	地籍行政論	2	2		専必	不動産及地籍セミナー	3	3	
	専選	国有財産管理論	2	2		専選	地籍政策論	2	2	
	専選	地籍活動及実務	2	1	2	専選	不動産登記及実務	2	1	2
	専選	不動産市場情報分析実務	2	2		専選	不動産競売及実習	2	1	2
	専選	風水地理学	2	2						
小計	編成単位		12	11	2	編成単位		9	7	4
教養必修：15単位 教養選択：14～30単位 教養単位計：29～45単位 専攻必修：20単位 専攻選択：70(4)単位 専攻単位計：90(4)単位										

資料：慶一大学校、[大学生生活案内]、2007。

3) 大学院課程の現況

大学院博士課程の地籍関連専攻は、慶一大学校と木浦大学校順で、2005 年にはソウル市立大学校で

新たに設立されており、現況は〈表13〉のとおり開設されている。

〈表13〉 大学院博士課程地籍学関連専攻の状況

校 名	大学院名	学科名	専攻名	開設年度
慶一大学校	一般大学院	都市情報・測地地籍工学科	都市情報・測地地籍	2000
木浦大学校	一般大学院	地籍・都市政策合同課程	地籍専攻	2000
ソウル市立大学校	都市科学大学院	地籍情報学科	地籍およびGIS 専攻	2005

大学院修士課程の地籍関連専攻は、清州大学校一般大学院の地籍学専攻をはじめに、木浦大学校、明知大学校、慶一大学校、ハンソン大学校、ソウル市立大学校で〈表14〉のとおり開設されている。

第4 地籍測量及び地籍整理手続と登記手続の関係

4-1 地籍測量の種類

韓国では、地籍法に基づいて下記のと通りの地籍測量の種類がある。

1) 境界復元測量

地籍公簿上に登録された境界を地表上に復元する測量である。建築物の新築、増築、改築許可や隣接した土地との境界を確認するとき、主に行われる測量である。

2) 地籍現況測量

地上構造物または地形、地物が占有する位置現況を地籍図または林野図に登録された境界と対比し、その関係位置表示および面積を求める測量である。建築物を新築し、竣工検査を申請したり、隣接土地間の占有関係、面積等を地籍測量成果図で確認するための測量である。

3) 分割測量

地籍公簿に登録された一筆地の土地を二筆以上に分けるために行う測量である。分割して売買等をするときに、行う測量である。

4) 登録転換測量

林野台帳および林野図に登録された土地を土地台

帳および地籍図に登録するための測量である。林野台帳に登録された土地が形質変更により、土地台帳に登録しようとするときに行う測量である。

5) 新規登録測量

地籍公簿に登録されていない土地を新たに登録するために行う測量である。

6) 地籍図根測量

地籍細部測量の基準点である図根点を設置するために行う測量で、地籍三角測量に次ぐ骨格測量である。

7) 地籍三角測量

地籍三角点、地籍三角補助点の新設、補修、図根測量および細部測量の骨格となる基準点の位置を三角法により平面直角縦横線座標を求める測量で、精密を要し、地籍測量では重要な基準となる。

8) 地籍確定測量

地籍確定測量は、都市開発事業等によって土地を区画し換地を完了した土地の地番、地目、面積および境界または座標を地籍公簿に新たに登録するために行う測量である。

4-2 地籍測量及び地籍整理手続、登記手続の流れ

土地の分割や登録転換、境界復元測量をしようとする者は、その土地を管轄する所在地の市、郡、区庁の地籍担当課または大韓地籍公社、地籍測量業者（地籍公簿が図解地域の場合は委託を受けられない）に依頼する。大韓地籍公社では、全国どこでも電話、ファックス、メールにより受付をするサービスを行っている。地籍測量の依頼時、必要な事項は、測量を行おうとする土地の正確な所在・地番のみで足りる。

大韓地籍公社が依頼を受けた場合、受付後、業務

〈表14〉 大学院修士課程地籍学関連専攻の状況

校 名	大学院名	学科名	専攻名	開設年度
清 州 大 学 校	一般大学院	地籍学科	地籍学	1983
	行政大学院	行政学科	地籍行政	1984
木 浦 大 学 校	一般大学院	地籍学科	地籍学	1998
	経営行政大学院	行政学科	地籍学	1999
明 知 大 学 校	産業大学院	地籍およびGIS学科	地籍およびGIS	1999
慶 一 大 学 校	一般大学院	都市情報・測地地籍工学科	都市情報・測地地籍	2000
	産業大学院	都市情報・測地地籍工学科	都市情報・測地地籍	2000
ハンソン大学校	不動産大学院	不動産学科	地籍および土地情報システム	2001
ソウル市立大学校	都市科学大学院	地籍情報学科	地籍およびGIS	2001

* 資料：〈表10〉～〈表14〉地籍学原論 李範寛著 p51～56

執行計画を市、郡、区庁の地籍担当課に提出し、地籍公簿登録に関する資料を調査し地籍図、林野図等を謄写または数値地籍簿を閲覧する等の準備手続を行う。測量計画書によって地籍測量技術者が現地で依頼者および隣接者等、利害関係人立会のもと、地籍測量を行う。ここで依頼者と隣接所有者との間で境界確認が行われるわけではない。韓国の場合、地籍国定主義をとっているため、地籍図または林野図、境界点座標登録簿に記載されている境界点を現地に復元し測量を行うのである。したがって、依頼者と隣接者を地籍測量に立ち会わせる趣旨は、立会のもと地籍法上の境界の位置を現地に示し、その位置を確認させることで、後日の所有権等の紛争を防止するためである。したがって、必ずしも立会を義務化しているわけではなく、立ち会わなかった場合でも地籍測量は実施される。よって日本のように所有者相互で境界を確認協議させるためではない。また道路、水路等、公共物が隣接している場合でも、地籍法による境界復元測量が優先するため、管理者への手続、立会等は必要がない。地籍測量は、地籍図、林野図に描かれた境界、座標地域であれば境界点座標登録簿に記載された境界を現地に示すために行われるもので、地籍法上、それが境界であるから、その作業は技術的である。したがって地籍測量の処理期間は5～7日と比較的短期間において実施される。

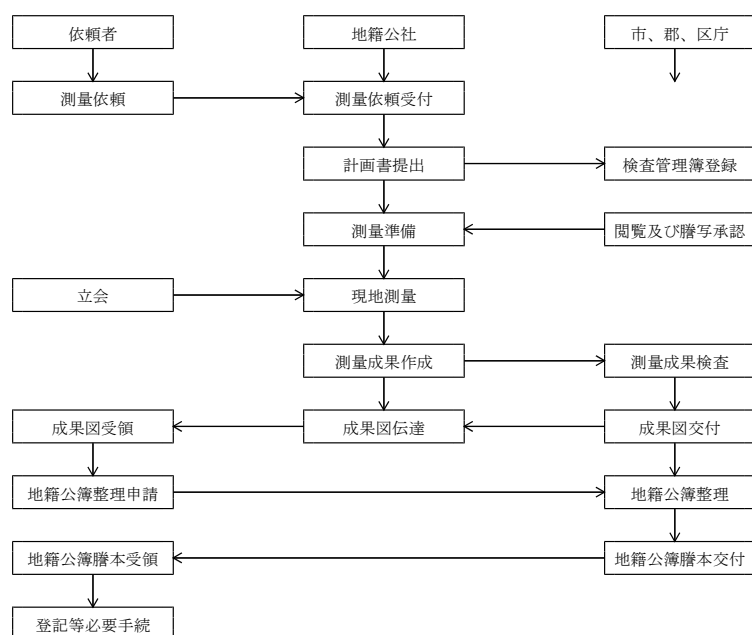
地籍測量を終えると測量成果図を作成し、市、郡、

区庁は、測量検査を行ったうえで、市、郡、区庁から直接依頼者に測量成果図が交付されるか、あるいは大韓地籍公社を通じて交付される仕組みになっている。地籍測量によって地籍公簿の整理が必要な場合(分割、登録転換、新規登録)は、市、郡、区庁の地籍担当部署が地籍公簿の整理を行い、依頼者に地籍公簿謄本が交付される。検査から成果図交付、地籍公簿の整理まで、およそ10日程度を要する。

その後の登記手続が必要な場合、依頼者は、地籍公簿謄本をもって登記申請を行うことになるが、整理後の地籍公簿事項は、地籍担当部署から登記所に変更の嘱託がなされるため(なお土地の新規登録の場合は、地籍公簿謄本をもって登記所に保存登記を申請してはじめて表題部が開設される仕組みになっている)、依頼者はもっぱら権利の登記を申請すればよく、本人あるいは法務士(日本でいう司法書士)に依頼して申請することになる。登記手続には3日程度を要する。

仮に土地所有者が土地を分割し、一部を第三者に移転しようとする場合、土地所有者が関わる官庁は、二元化を採用しているため、地籍担当部署と登記所の二つである。そして地籍測量依頼から、登記手続完了まで、およそ20日程度で処理されている。

処理の過程は、〈図5〉地籍測量処理過程図のとおりである。



〈図5〉地籍測量処理過程図

<http://www.kcsc.kr/ikcsc> より参考作成

第5 結 論

日本と韓国における登記制度あるいは地籍制度の大きな違いは、韓国では台帳制度と登記制度を二元的に取り扱っており、さらに台帳制度においても土地台帳と建物台帳の根拠法令が異なり、組織的に別個に取り扱っていることである。また、日本では表題登記手続に関し、土地家屋調査士という国家資格者が個々に申請人を代理して調査・測量を行っているのに対し、韓国の地籍制度において地籍測量を実施する機関は、準政府機関である大韓地籍公社が全国を組織的に行っていることである。

韓国は、地籍事務に関し、国家だけが地籍公簿の登録事項を決定することができる権限を有するという、地籍法の根本理念である国定主義を強く推進してきた。これは韓国において地籍事務が重要な国家事務であることを示している。そのため国家行政は、所管庁である国土海洋部を頂点として全国市・郡・区に至るまで強力な組織を構築し、多様な地籍分野の業務を体系化し、そのための担当行政機関を配置している。行政機関の業務内容をみると、従来の所有権地籍から情報空間地籍への変換政策が窺える。

また、地籍業界においても、大韓地籍公社が政府機関と同様に、多様な組織構築をしている。日本の土地家屋調査士制度と違い、韓国のように地籍測量業務を組織的に行っている長所として、①所管庁との密接な協調体制樹立が可能であること、②全国統一的・効率的に地籍測量が行えること、③国家施策として地籍基準点等の設置が統一的に行えること、④地籍に関する資料等の検索が容易であり散逸を防ぐことができること、⑤地籍に関する教育機関を設置し、より高度な研究・研鑽の場が用意されていること、⑥地籍測量による国民の経済的負担を軽減させることができること等が指摘されるところである。

登記行政との関係であるが、登記行政の組織は、韓国が大法院の傘下で運用されているのに対し、日本では最高裁判所の傘下ではなく、行政組織である法務省が取り扱っているところに差異はあるが、その組織構成はほぼ日本と同様である。地籍と登記の二元化を採用しているため、登記行政は、地籍連係部署として不動産の表示に関する情報と権利に関する情報を緊密に交換している。一見、登記と地籍の二重行政でその非効率性、不正確性が指摘されるかもしれないが、日本が一元化した時代と比べ、即時

に正確かつ大量に電算情報を交換できる現在では、さほど二元化の弊害がないものとみられる。

韓国における境界の設定方法に関する実務上の処理は、日本の実務上と相当に差異があるものと思われる。そのため地籍測量から登記手続までの処理期間は、日本と比べ極めて短期間である。地籍担当部署と登記所という二元的な取扱いによって国民に手続的な負担をかけているとは思えないし、むしろ土地手続の短期処理によって国民が経済的利益を享受しているとみるほうがよいであろう。これは地籍制度そのものの違いと理解してよいと考える。

地籍学界については、二つの地籍学会と、大学院から実業高校に至るまで地籍関連学科が準備されていることは、日本にみられない事柄である。そのため韓国において地籍に関する施設、文献、資料等は相当量に及ぶ。およそ制度発展のためには、学会、教育機関の存在は必須であり、日本も学ぶべき点があるものとする。

李明博政権になり政府組織の改編がされ、現在、国土海洋部国土情報制度課で測地、地籍、水路測量制度の一元化が進行中である。従来の測地系技術資格と地籍系技術資格が統合される予定であり、そうになると韓国の地籍制度も今後、さらなる変化が予想される。したがって、本研究は今後も継続するものとする。(2008.12)

参考文献等

韓国

1. 地籍学原論 李範寛著
2. 地籍法令集2005 行政自治部編(旧)
3. 韓国地籍百年史 大韓地籍公社編
4. 韓国地籍学会30年史 韓国地籍学会編
5. 登記・戸籍実務研究 釜山登記・戸籍実務研究会編 2005.6
6. 2008.法曹手帳 法律新聞社
7. <http://www.mltm.go.kr> 国土海洋部HP
8. <http://www.ksc21.org> 韓国地籍学会HP
9. <http://www.kcia99.or.kr> 韓国地籍情報学会HP
10. <http://www.kcsc.kr/ikcsc> 大韓地籍公社HP
11. <http://www.kiu.ac.kr> 慶一大学校HP
12. <http://www.scourt.go.kr/> 法院行政処HP

日本

1. 韓国不動産登記法 村瀬銀一著
2. 韓国法制比較解説 亀田哲著

幕末佐賀の造船・製鉄の遺産を九州・山口の近代化産業遺産群に…

佐賀県土地家屋調査士会 吉富勝政

概要

九州・山口の近代化産業遺産群とは福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、山口の6県と11市が共同提案し、表1に記載した22件で構成されているものです。これは19世紀中ごろ、欧米列強のアジア進出の危機感の中で、江戸幕府や雄藩等が進めた自力による西洋技術の導入と、これを基礎として、明治維新後に九州・山口地域において、

政府および民間資本により進められた近代工業化の過程を示す産業遺産群です。

明治維新後に飛躍的な発展を遂げた日本の近代化は世界史的にも特筆すべき事項であり、この近代化には九州・山口が主導的役割を担っており、そのためにこの産業遺産群が評価され、候補地となったのです。

ところがこの発表に際し、『自力による西洋技術の導入を進めた

ことを示すために、必要不可欠と考えられる構成資産の取り込みを図る必要がある。特に佐賀県・長崎県に主として所在する幕末の製鉄・造船関連の資産で、現在の提案には含まれていない諸要素については、国の文化財として指定する可能性も含めて十分に検討する必要がある。』という文化庁よりの課題が与えられました。

そこで佐賀市では、これから紹介する4つの近代化遺産について、

「九州・山口の近代産業遺産群」(表1)

柱① 自力による近代化

分類	番号	遺産名	所在地	指定等
鑄 砲	1	旧集成館	鹿児島県鹿児島市	史 跡
	2	萩反射炉	山口県萩市	史 跡
造 船	3	恵美須ヶ鼻造船所跡	山口県萩市	—
人 物	4	松下村塾	山口県萩市	史 跡

柱② 積極的な技術導入

契 機	5	新波止砲台跡	鹿児島県鹿児島市	重要文化財
	6	前田砲台跡	山口県下関市	未指定
造機・造船	7	旧集成館機械工場	鹿児島県鹿児島市	史 跡 重要文化財
	8	小菅修船場跡	長崎県長崎市	史 跡
人 物	9	旧鹿児島紡績所技師館	鹿児島県鹿児島市	史 跡 重要文化財
重要文化財	10	旧グラバー住宅	長崎県長崎市	重要文化財

柱③ 国内外の石炭需要への対応

高島炭田	11	北溪井坑跡	長崎県長崎市	市史跡
	12	端島炭坑	長崎県長崎市	未指定
	13	旧高取家住宅	佐賀県唐津市	重要文化財
三池炭田	14	三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱宮原坑施設	福岡県大牟田市	史 跡 重要文化財
	15	三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱旧万田坑施設	熊本県荒尾市	史 跡 重要文化財
	16	三角旧港(三角西港)施設	熊本県宇城市	重要文化財
筑豊炭田	17	旧三井田川鉱業所伊田堅坑槽 伊田堅坑第一・第二煙突	福岡県田川市	登録有形文化財
	18	旧伊藤伝右衛門邸	福岡県飯塚市	市有形文化財

柱④ 重工業化への転換

官営八幡製鐵所	19	東田第一高炉跡	福岡県北九州市	未指定
	20	旧本事務所	福岡県北九州市	未指定
	21	旧鍛冶工場	福岡県北九州市	未指定
	22	西田岸壁	福岡県北九州市	未指定



佐野常民記念館より三重津海軍所跡地を撮影

「九州・山口の近代化産業遺産群」に加えようとの動きが大きく起っています。

日本の近代化を考えると、幕末の佐賀藩の役割は非常に大きいものと考えます。佐賀藩が西洋の最新情報を吸収、活用して日本最先端の科学技術・軍事技術を実現し、また西洋研究や技術開発を通じて多くの人材を育成したことによるものです。

1. 築地^{つじ}反射炉跡、多布施反射炉跡

築地反射炉は10代藩主鍋島直正が作らせた日本初の実用反射炉です。

反射炉とは耐火レンガによって築かれ、燃料の熱を加熱室に送り込み、天井や壁に高熱を反射させて鉄や銅などの金属を溶かす溶鉱炉です。

日本では古来、製鉄は「たたら」技法でした。これは砂鉄を良質の鉄に変えますが、大型の器具は造ることができませんでした。

江戸時代、日本の大砲は錫と銅の合金である青銅製でした。青銅砲は作りやすいが、射程距離が短いという欠点がありました。

佐賀藩は長崎防衛の特別任務があったため、いち早く、海外の正確な情勢を知ることができ、欧米の脅威を人一倍強く感じていました。そこで鍋島直正は、日本の海

防には威力の大きい鉄製の大砲が必要と考え、大型の鉄製品を作り出す反射炉が必要不可欠な施設だと考えたのです。1850年から16回の失敗を経て、反射炉による鉄製大砲鑄造に成功したのは2年後のことでした。

鉄製大砲鑄造成功の情報は全国に伝えられ、黒船来航に危機感を抱いていた幕府が鉄製大砲鑄造を佐賀藩に依頼しました。この依頼に応えるべく新たに建造されたのが多布施反射炉です。ここで鑄造された大砲は、品川に築いた砲台に備え付けられました。その遺構は今も「お台場」に残っています。

また、伊豆・韮山の反射炉（現在、ほぼ完全な形で残る唯一の反

射炉)は佐賀藩の技術協力でできた反射炉です。その後、この知識と技術は全国へ広がり、反射炉による大砲鑄造に挑戦した藩や地域は8か所に上ったのです。

幕末期のこのような取り組みが第一歩となり、半世紀後には八幡製鐵所を初めとする近代的な大規模製鐵所ができました。

2. 精錬方跡

精錬方とは現代でいえば、科学研究所です。欧米で技術革新が進み、伝わってくる技術は高度化していきました。それを吸収・活用するために「精錬方」がおかれて、西洋の科学・化学の研究や実験が行なわれました。精錬方の中心となったのは佐野常民です。彼は藩外から田中近江、中村奇輔、石黒寛次ら6人の優秀な人材を佐賀に招聘しました。専門的な知識や技能を持った人材を即戦力として求めるのは現代では珍しくありませんが、当時としては極めて稀なケースでした。彼らは火薬、金属、ガラス、陶磁器、写真、電信などあらゆる西洋の新技术を研究しましたが、特に注目されるのが蒸気

機関の研究です。そして、1855年日本で初めて、きわめて精巧な蒸気機関車と蒸気船の模型を完成させました。

ところで、精錬方は佐賀藩のほか福岡藩、薩摩藩、幕府が開設しています。しかし、福岡藩と幕府は財政難と人材難で大きな成果は挙げられませんでした。薩摩藩は近代化遺産群を構成する「集成館」を建て成果を挙げています。しかし、島津斉彬の死後、縮小してしまいました。結局、一貫して、熱心な取り組みを続けたのは佐賀藩でした。

3. 三重津海軍所跡

1857年、佐野常民が佐賀藩海軍の創設建白書を提出し、翌年三重津(現佐賀市川副町の早津江川河畔)に船手稽古所を設け、洋船運用術の教育を行いました。1859年に幕府の長崎海軍伝習所が閉鎖されると、ここ三重津で海軍伝習も行い、幕府から預かった観光丸、藩購入の飛雲丸、晨風丸、電流丸などが停泊し、近代海軍の根拠地となりました。

1861年に電流丸の汽缶(ボイラー)改造の必要から汽缶製造所

が設けられ、さらに1863年に蒸気船凌風丸の製造に取りかかり、同年10月には幕府注文の船舶用蒸気汽缶3台の納入も済ませました。1865年には日本初の本格的な木造小型蒸気船「凌風丸」が完成させましたが、国産はこの一隻だけで、その後は外国船を購入しています。やはり技術的にも経費の点からも、西洋に水を開けられていたと考えられます。

このような蒸気船建造などの研究と経験を通して、日本は明治時代に蒸気船の名船、名艦を生み出したのです。

現在、三重津海軍所跡地は佐野常民記念館および佐野記念公園として整備されており、記念館では佐野常民の功績と三重津の歴史を職員の方が詳しく説明してくれ、貴重な歴史の体験学習の場となっています。

おわりに、どのような大河でも、源流は本当に小さな湧水や小川からなすように、世界最高水準の鉄鋼技術や造船技術はこれらの遺産が源流になっていると考えられます。

佐賀に来られた際は、是非、これらの産業遺産群を訪れてみてください。

引用及び参考文献

幕末佐賀藩 改革ことはじめ(佐賀新聞社)
佐賀の幕末維新 八賢伝(福岡 博著)
佐野常民ものがたり(福岡 博著)
幕末の鍋島佐賀藩(田中耕作著)
佐賀市の文化遺産(佐賀市教育委員会)

あおもり境界紛争解決支援 センター設立

あおもり境界紛争解決支援センター センター長 佐藤勝幸

平成21年3月19日(木)、本州最北端に位置する青森会において、全国の土地家屋調査士会で36番目のADRセンター「あおもり境界紛争解決支援センター」を開設いたしました。同日の設立記念式典には、全国の土地家屋調査士会からたくさんの励ましの祝電をいただき誠にありがとうございました。この紙面をお借りして心から御礼と感謝を申し上げます。

1. 青森県と青森会の紹介

青森県は、人口が140万人。西は日本海、東は太平洋、北は津軽海峡、そして、中央には陸奥湾がある三方を海に囲まれた自然豊かな県です。農産物、水産物では、日本一のものも数多く、農産物では、りんご、長芋、にんにく等、水産物では、ホタテ、イカ、ヒラメ等、また、大間のマグロも有名です。観光地では、ゴールデンウィークでの人出がいつも全国で一位か二位の弘前さくらまつり、世界遺産の白神山地、八甲田山と十和田湖等楽しめる場所がいっぱいあります。

私は、磯釣りが趣味ですので、釣りをしているときに目の前で2m近いマグロが跳ねるのを何度も見たことがあります。そんな自然がいっぱいの青森県が大好きです。しかし、自然の豊かさと裏腹に県民所得は、全国で下から2～3番目と大変貧しい県です。

そんな中にある青森会は、会員数150名の小規模会です。当初は、会の財政も厳しく、ADRセンターなど設置できないのではないかと思われていましたが、「これは、絶対やらなければだめだ!」との小林昭雄会長の強いリーダーシッ

プのもと、会員に研修等でその必要性を説明し、理解を求めて、平成19年5月の総会において設立準備委員会が承認され、スタートを切りました。

2. 設立まで

設立準備委員会は組織されましたが、予算がないため、副会長を含め3名という少人数、これでは無理だということで、私が社会事業部長をしていたため、社会事業部の2名を加え、計5名で進めることといたしました。

しかし、委員会を開催しても分からないことが多く、どこか既設会に視察に行こうということになりました。

そこで、平成19年9月14日(金)、その5人で当時東北では唯一の既設会である宮城会に視察に行きました。設備の状況、調停の内容等大変参考になりました。特に調停人のトレーニングの必要性をあらためて認識させられました。

初年度は、設備面では、現在の会館を利用してできる限り費用をかけないで行うことの検討と、日調連のモデルを利用した規則と規程を作成、既設会を参考にした弁護士会との協定書(案)の作成を行いました。この中で特に問題に

なったのは、弁護士会との関係でした。青森県は、日本一の弁護士過疎の県で、つい3年前までは、全県で弁護士の人数が40名程度でした。また、ADRの特別研修を担当した弁護士の話によると、みんな忙しく協力したくてもできないのではないかとはいわれていました。どうしようと悩んでいても始まらないので、まずは、会長と私の二人で、弁護士会会長のところに挨拶に行くことにしました。幸いに当時の弁護士会会長は、私の出身高校の同窓会会長で、私も役員をしていたため、面識がありました。しかし、その時は、難しいと言われたらどうしようとドキドキしました。「私に任せておけ、まとめてやるから。」と力強く言われたときには、本当にほっとしました。

お蔭様で、第1回の弁護士会ADR担当者との打合わせでは、「会長からやれと言われていました。」という言葉から始まりました。設立準備委員会から、設立の趣旨と業務の流れを説明し、質問を受けました。弁護士会からは、何のためADRを立ち上げるのか。連合会からの指示でやろうとしているのか等の質問がありました。青森県弁護士会では、現在ADRに関してはまだ関心の高まりがなく、

時期尚早であると考えているが、土地家屋調査士会が立ち上げるというのであれば、いずれ我々も立ち上げなければならないと考えているので、協力し、ADRがどういふものなのかを勉強したい。という意見もいただきました。その後、弁護士会のADR担当者と規則等の細かい打ち合わせをして、平成21年1月22日(木)、無事弁護士会との調印式を迎えることができました。なかなか長い道のりでした。



設備面では、会館の2階にある役員室を調停室及び相談室とし、3階の会議室を二つに区切り、申出人と相手方の待合室とすることにしました。



調査士会館



調査士会館入口



調停室及び相談室内部



待合室内部

3. 研修、トレーニングについて

当会では、会員全体に対して行う研修と、ADRセンターの実務者の研修を分けて行いました。それは、センターの実務者の研修が、多くの時間を必要とするため費用の面で会員全体に対して行うことが不可能だったためです。

そこで、ADRセンターの実務者を募集し、それに参加された13名に対して実務者の研修を行いました。その内容をご紹介します。

■平成20年7月26日(土)

第1回実務者研修会

(10:30～16:00)

講師に宮城会の初代センター長



である南城正剛氏を迎え、設立までに何をすべきかを徹底的に討論しました。

■平成20年8月22日(金)～24日(日) 九州大学大学院 レビン小林久子教授の調停トレーニング

この研修は東北ブロックで企画開催されました。当会からは実務希望者13名の内から5名を選抜し参加しました。今回は初級編ということでしたが、トレーニングの方法、調停人は何をすべきか。調停に必要なスキルとは何か等、大変実になる研修でした。これを基礎にこれからの実務者研修が見えた気がしました。

■平成20年8月30日(土)

第2回実務者研修会

(10:30～16:00)

宮城会の南城氏からいただいた「調停人養成プログラムEラーニング」のNO.1～NO.3を実施し、レビン小林教授のトレーニング内容の説明を行いました。

■平成20年9月20日(土)

第3回実務者研修会

(10:30～16:00)

「調停人養成プログラムEラーニング」のNO.4～NO.5を実施し、レビン小林教授の伝達研修として調停用語の説明を行いました。

■平成20年10月11日(土)

第4回実務者研修会

(10:30～16:00)

レビン小林教授が作成した「調停への誘い」という調停の内容を記録したビデオを見て討論し、レビン小林教授の伝達研修としてスキルの練習を行いました。

■平成20年11月15日(土)

第5回実務者研修会

(10:30～16:00)

ロールプレイを3例(線の引き違い、落ち葉騒動、杭の値段)実施。
(いずれもレビン小林教授作成)



裁判所書記官による全体研修

■平成20年12月6日(土)

第6回実務者研修会

(10:30～16:00)

ロールプレイを3例(どっちもどっち、過去の重荷、マンション騒動)実施。(いずれもレビン小林教授作成)

■平成21年1月16日(金)

第7回実務者研修会

(10:30～16:00)

ロールプレイを1例(ガーデン・パーティー)実施。(麗澤大学 八代京子教授作成)

レビン小林教授の伝達研修として合意書の作成を行いました。

■平成21年2月13日(金)

第8回実務者研修会

(10:30～16:00)

センターの規則と様式について説明し役員選任について話し合いました。

この実務者研修会は、調停に慣れるということに重点をおきました。特にロールプレイを7例実施することによって、調停の考え方や物の見方が分ってきたのがとても良かったと思います。

なお、会員全体に対しての研修は、宮城会の南城氏による研修と裁判所書記官による研修を2回の計3回開催いたしました。

4. 設立記念式典、祝賀会について

設立記念式典、祝賀会は、平成21年3月19日(木)、青森市新町の青森国際ホテルで開催されました。青森会では、このための予算がないため、これらにかかる費用は、すべて当日の会費等でまかしていました。また、設立記念式典で記念講演を企画されている会も多いのですが、予算がなかったことと企画する時間的余裕がなかったため、行わないこととしました。

設立記念式典には、来賓として、日本土地家屋調査士会連合会松岡

直武会長を始めとして、青森地方法務局高橋洋局長、青森地方裁判所小磯武男所長、青森県弁護士会小田切達会長、青森県司法書士会芋田一志会長、青森県行政書士会日當正男会長他多数の方々にご臨席いただきました。また、会員も約50名に参加いただき大変ありがたく感じました。たくさんの方々のご協力のおかげで、やっとここまで来ることができ、何とか式典を開催できたことに心から感謝いたします。

祝賀会では、和やかな雰囲気の中、設立までの苦労話に花が咲き、青森県の地酒が振る舞われ、津軽三味線の生の音色が響きました。



式典全景



5. 設立して今思うこと

まずは、青森会の会員150名に感謝したいです。研修会の度にADRセンターを持つことが、これからの土地家屋調査士制度を支えていくのだと訴えてきました。そして厳しい財政の中から、「やってみろ!」と設立の費用を捻



心引き締まるセンター実務者13名

完全復元伊能図全国巡回フロア展

東京土地家屋調査士会 山本憲一

2009年4月11日(土)、12日(日)東京都江東区深川スポーツセンターにおいて、「完全復元伊能図全国巡回フロア展」が開催されました。東京会は実行委員として参加していることもあり、9日、10日に行われた内覧展を含むフロア展の会場設営から当日のボランティア、終了後の撤収まで、のべ約45名が参加しました。その模様を報告します。



地図展開中

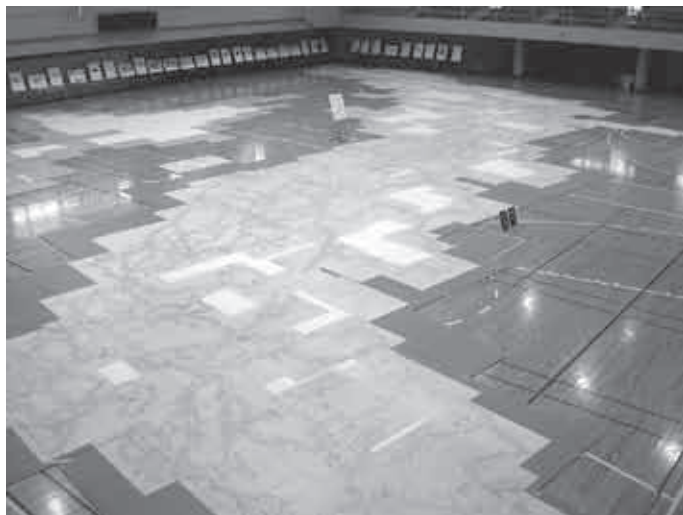
このフロア展は、来年迎える伊能測量210年を記念して、現在明らかになっている伊能図と称される伊能忠敬の日本地図を各都道府県で巡回展示しながら、伊能図の全容と先覚者伊能忠敬の実像を正しく理解してもらうという趣旨です。伊能忠敬が居住し、出発の折は必ず近くの「富岡八幡宮」に参拝して無事を祈った「忠敬ゆかりの地」である深川(江東区)で最初のフロア展の開催となりました。

一般公開に先立つ2日前、土地家屋調査士10名、日本ウオーキング協会から13名が会場設営と内覧展準備を行いました。地図は2m×1mのサイズが255枚、あらかじめ基線が決められているので、裏の番号を展開図に合わせて置いていけば日本列島が浮かび上がります。要した時間はおよそ40分。会場の関係で北海道が日本海の方へ移動を余儀なくされましたが、体育館いっぱいに展開された地図は壮観でした。

午後からはオープニングセレモニーが行われ、地元の小学生が招待されました。江東区長が祝辞の中で、「君たちよりちょっと前に同じ所に住んでいた人がこんなすごいことをやっていたんだよ。伊能忠敬の業績を見て再度日本人の素晴らしさを思い直してほしい。」と小学生にやさしく語りかけていました。その後、区長と小学生が思い思いに地図の上を見て歩いていましたが、区長が「なんだか踏むのが申し訳ないなあ」とポツリと独り言をもらしておりました。

私も地図の上を歩いてみましたが、忠敬の測量に対する執念とも、誇りとも思える緻密さや繊細さ、自らに課した義務なのか、それとも本当は楽しんでやっていたのではないかと思える大胆な描写や表現の工夫には圧倒されるものがあり、地図の上から湧き上がる威圧感のようなものさえ感じられました。民放テレビ局、新聞社などの取材もあり、これで一般公開を待つばかりとなりました。

開催当日は、2日間とも穏やかな晴天に恵まれイベント日和と



大日本沿海輿地全図 完成！

なりました。私たちは入場者の誘導や受付でほぼ目一杯の忙しさとなりました。特に日曜日は「NHKニュース」で取り上げられたこともあり、朝から途切れることなく来場者があり、入場を制限せざるを得ない時もありました。中には

遠く香川から来られた土地家屋調査士の方がいたとのこと。土日の2日で約5,900名の入場者があり、たいへんな盛況ぶりでした。

今回は城東ブロック(墨田・足立・江戸川・葛飾・江東)の協力事業ということで、各支部からも

応援に来ていただきました。特に地元江東支部では佐野支部長はじめ支部会員の皆様、たいへんお疲れ様でした。



忠敬ゆかりの地、富岡八幡宮にて
左から寺澤足立支部長、小杉葛飾支部長、菊池副会長、岡田理事、二瓶会員、武田職員



自分の故郷はあるかな 歩いて見る人、座って見る人、写真を撮る人



2009年4月10日(金)毎日新聞朝刊

- | | |
|------|---|
| 主 | 催：伊能忠敬研究会 |
| 共 | 催：江東区、江東区教育委員会、(社)日本ウオーキング協会 |
| 後 | 援：(社)日本測量協会、(財)日本地図センター、(社)全国測量設計業協会連合会、(財)日本測量調査技術協会、(財)測量教育専門センター、(社)地図協会、(財)地図情報センター、(財)日本デジタル道路地図協会、日本国際地図学会、日本地理学会、(財)日本レクリエーション協会、日本土地家屋調査士会連合会 |
| 協 | 力：(株)ジェロントロジースポーツ研究所、東京土地家屋調査士会 |
| 特別協賛 | ：日本写真印刷(株) |

—土地家屋調査士のためのオンライン申請—

日本土地家屋調査士会連合会オンライン登記推進室 委員 中原照泰

地目変更編

はじめに

オンライン申請を何回か経験してくると、この申請が法務局側でどのように受け取られているか知りたくなるときがあります。どのように受付処理され、申請情報はどのような形でシステムに取り込まれ、また、ディスプレイにはどのように表示されるのか。添付情報を紙に出力するときはカラーなのか白黒なのか。A3サイズで送ってもサイズ変更がされてしまうものなのか。などなど興味が尽きません。同様なことは、法務局の担当者の立場でもありましょう。私たち土地家屋調査士がどのように添付情報を作成して送信するのか、互いの状況がわかりません。そのような意味で、本稿が法務局の方々にも私たちの作業の一端を理解していただけることにつながれば良いと思っています。

さて、前回に引き続き若い土地家屋調査士の新川さんとベテラン調査士の古山さんとの会話ではじまります。今回はいよいよ実際の登記申請を行います。

なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解でありますのであらかじめお断り申し上げます。また、パソコンの取扱いに関する記述には、必ずしも一般的でない表現があるかもしれませんがあらかじめご容赦のほどお願いします。

古山事務所に

新川：こんばんは、先日はどうもごちそうさまでした。大したお手伝いをしたわけでもないのかえって恐縮です。

古山：いやいや、貴重なお時間を割いてもらいオンライン申請のための環境設定をしてくれて本当にありがとう。お礼を言われるほどのおもてなしはできなかったけど今日もよろしく頼むよ。

新川：了解です。任せておいてください。オンライン申請なんか10件もこなせば目をつぶってでもできますよ。

古山：若い人は元気がいいね。うらやましいよ。ところで私の周りの土地家屋調査士に聞いてみたけどオンラインの甲号申請をしている人はまだ少ないようだね^(注)。オンライン申請はメリットがないと声高に否定する人がいる。しかし、登記事項証明書がオンラインで請求すれば基本料金が三割引だから、乙号オンライン請求を利用している人は多い。加えて、これは郵送料込みの金額だ。それでも送られてきた登記事項証明書が封筒の中で三つ折りになっていることが気に入らないという人もいます。

新川：三つ折りにこだわるとは何とも細かい。小姑

の嫁いびりみたいです。細かいといえば、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)で開発している図面のXMLファイル化ツールですけれど、試作版を使う機会がありました。いまだに細かいところに不具合があり、修正作業も難航しているようですが何とか日の目を見ることができそうです。それでも使い勝手が難しく、これまで使用しているCADソフトの延長で考えると苦労しますね。XMLファイル形式の宿命でしょうか。

古山：最初から完璧なものなどないものだ。欠陥があれば使用していく過程で利用者側も意見を出して、より良いものに進化させていけばよいことだろう。それに、制度や申請書作成支援ソフトについては、各土地家屋調査士会に組成されているオンライン申請促進委員会及び各ブロック協議会におけるオンライン登記申請促進組織をとおして、日調連にどんどん意見をあげれば、不動産登記のオンライン利用促進協議会の分科会において、日調連のオンライン登記推進室の委員が法務省に対して意見や要望を提出してくれるようだよ。そのためには、積極的にオンライン申請を利用して、使い勝手などが検証できるようにならなければならないね。

そうだ思い出した。前回教えてもらった環境設定だが、折角やってくれたのだけれど、オンライン申請システムで使っている「JRE」というソフトがしばしばバージョンアップするのだったね。そうすると随分やっかいなことになると聞いたよ。その度ごとに君に来てもらうのも心苦しいな。

新川：ご心配なく。実は強い味方がいるのです。インターネットの検索エンジンで「オンライン申請入門」と入力してみてください。どうですか？たくさんの心強い仲間がおりますでしょう。熊本のS先生、愛媛のN先生のサイト、山形のA先生の掲示板もありがたい。皆さんのご努力には頭が下がる思いです。困ったときは是非覗いてみてください。おっと日調連のオンライン申請関連専用掲示板も忘れてはなりません。

さて、今日は地目変更の登記ということですが具体的にどのような内容の登記なんですか。

古山：市街化区域の土地の地目を農地「畑」から駐車場「雑種地」に変更するものだ。既に現地調査を終え、調査報告情報も作成してある。農業委員会の農地法に基づく農地転用届出受理通知書はいただいている。書面申請ならばあとは添付書類として代理権限証明書、調査報告書ぐらいが必要かな。土地の所有者が住基カード（住民基本台帳カード）を持っていれば完全オンライン申請ができるのだけれどね。

新川：最初から随分と高望みですね。慌てずにまいりましょう。住基カードの普及が進んでいないこと、それが昨年からの特例方式導入の理由の一つでもあるわけです。それでも、最近ではe-taxでの電子申告が増加している影響もあってか徐々にではあります。住基カードを所持する人が増えています。頭から持っていないものと信じ込むのは間違いです。土地家屋調査士であるからには、利用者の利益のために、必ずカード所有の有無を尋ねてみることをお勧めします。目指すは完全オンライン申請ですからね。

古山：そういえば、うちの町では高齢者で運転免許証を返納していただける方にはこの住基カードを無料で配布しているそうだ。これからは登記申請の受託の際に住基カードの所有の有無は要チェックだね。それを尋ねること自体が住基カードの普及の啓発にもつながるのだろう。

新川：さて、オンライン申請で最初にやらねばならないのは事件フォルダの作成です。いわば申請情報、添付情報の入れ物を作ることです。デスク

トップの何もないところで右クリックし、新規作成→フォルダを選択します。作成したフォルダを右クリックしてフォルダの名前を変更します。例えば受託番号と依頼者の名前の組み合わせ「55甲野一郎」（図1）としましょう。これで入れ物ができました。ここにPDFファイル（添付情報）を入れます。今回は調査報告情報と農地転用届出受理通知書です。電子署名もお願いしますね。



【図1】

古山：添付情報としてのPDFファイルの作成は簡単な作業だけれど注意すべきところはどんなところかな。

新川：一度に送信できるファイルの大きさが4MBとなっているので、できるだけ軽くすることでしょう。4MBといっても申請情報など種々のファイル等を含んでのお話しです。経験的には添付情報だけで3MB前後の大きさが良いところでしょう。

古山：建物の表題登記などのように添付書類が多くなると困るね。君はどんな工夫をしているの？

新川：PDFファイルを作成する印刷設定で解像度（dpi）の指定を低めに設定し、カラーを白黒に、そして「標準」から「最小ファイルサイズ」に指定してファイルを出力しています。住民票の写しや戸籍謄本などをスキャナーで読み取る場合は台紙の地紋（「複写」とか「COPY」とか）が浮き出て来ます。文書管理ソフトによってはこれをノイズとして取り去ることもできます。これをするとだいぶファイルが小さくなりますね。

古山：電子署名は書面1枚ずつにするのかな。電子署名で特に注意することは？

新川：たとえば調査報告情報だけで数ページはありますよね。束ねたPDFファイルの先頭に電子署名をすればそれだけで結構です。書面の1枚ずつに電子署名をする必要はありません。要するに書面申請の時と何ら変わりありません。

署名時に、署名者情報入力ダイアログボックスが開くと先輩の名前、パスワード、署名地、理由など

を入力するようになっていきます。このうち、名前、署名地などはAdobe Acrobat（以下、Adobe Acrobat 8を基準としています。）を起動して、左上から編集、環境設定、Signed PDFと順にクリック。最後に署

名時の既定値欄「設定」をクリックすると既定値を入力する画面(図2)が出ます。そこに名前等を入力しておけばその都度入力する手間が省けますよ。

また、署名情報入力画面にある「理由」はあまりこだわらなくても良いでしょう。法務局ではこの「理由」は出力されません。空欄としても差し支えなく、電子署名をすること自体に意味があるのだと思います。古山：事件フォルダも作ったし、電子署名を付した添付情報(PDF ファイル)も入れたよ。いよいよ申請だけれども、前回不動産登記令第13条の規定について何か言っていたね。

新川：日調連ホームページの左側中段「添付情報の種類と取扱い方法」(表1)を見てください。少々難しいかも知れませんが、申請人や代理人以外の者が作成した書面、つまりここに表示されている書面に記載された添付情報については、土地家屋調査士が当該書面をPDF ファイル化して、そのPDF ファイルに電子署名をすることにより、それが原本と同様な取扱いを受けることになるのです。ただし、真正を担保する上で相当の期間内に登記官に原本を「提示」する必要はあります。

【図2】

【表1】 添付情報の種類と取扱い方法

【添付情報一覧】

(表題登記)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名		根拠条文
			あり	なし	あり	なし	
Ⅰ	代理権限を証する情報						
	(1) 委任状	申請人	令12条	特例			登記令第7条第1項第2号
	(2) 法人資格証明書	登記官		特例※	令13条	特例	登記令第7条第1項第1号 ※照会番号サービス利用可能(登記令11条)
	(3) 戸籍謄本(未成年等)	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第1-2号
Ⅱ	代位原因を証する情報						
	(1) 売渡証明書	財務局等	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第3号
	(2) 登記承諾書	一般	令12条	特例			
	(3) 判決書	裁判所	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条第1項第3号
Ⅲ	相続証明書						登記令第7条第1項第4号
	(1) 戸籍等	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(2) 遺言書	公証人役場	令12条	特例	令13条	特例	
	(3) 相続放棄の申述書等	裁判所	令12条	特例	令13条	特例	
Ⅳ	所有権を証する情報						登記令第7条の別表
	【土地】						
	(1) 払い下げ証明書	財務局等	令12条	特例	令13条	特例	
	(2) 公有水面埋め立ての竣工認可書	国土交通省等	令12条	特例	令13条	特例	
	【建物】						
	(1) 建築確認通知書	県、市区町、民間機関	令12条	特例	令13条	特例	
	(2) 建物工事完了検査済証	県、市区町、民間機関	令12条	特例	令13条	特例	
	(3) 工事完了引渡証明書	一般私人、建築会社等	令12条	特例	令13条	特例	
	(4) 土地所有者の建築証明書	一般私人、建築会社等	令12条	特例	令13条	特例	
	(5) 固定資産税納付証明書	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(6) 固定資産課税台帳登録事項証明書	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(7) 工事請負契約書	一般私人、建築会社等	令12条	特例	令13条	特例	
Ⅴ	住所及び戸籍を証する情報						登記令第7条の別表の4、12
	(1) 住民票	市区町村	令12条	特例※	令13条	特例	住民票コード利用可能(登記令9条)
	(2) 戸籍の附票	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	(3) 戸籍の除票	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	
	登録原票記載事項証明書	市区町村	令12条	特例	令13条	特例	

(土地分筆登記)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名		根拠条文
			あり	なし	あり	なし	
I	権利の消滅証明書	銀行等	令12条	特例	令13条	特例	規則104条
II	地役権証明書	電力会社等	令12条	特例	令13条	特例	規則103条

(区分建物の添付情報)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名		根拠条文
			あり	なし	あり	なし	
I	規約証明書	個人	令12条	特例	令13条	特例	登記令第7条の別表
		公証人役場	令12条	特例	令13条	特例	

【その他参考資料として提供する情報】

(土地)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名	
			あり	なし	あり	なし
I	公共用地境界証明書	官公署	令12条	特例	令13条	特例
II	民有地筆界確認書	個人	令12条	特例	令13条	特例
III	農地転用許可証	市区町村	令12条	特例	令13条	特例
IV	都市計画法による許可関係書類及び検査済証	官公署	令12条	特例	令13条	特例
V	宅地造成規制法による許可関係書類及び検査済証	市区町村	令12条	特例	令13条	特例

(建物)

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名	
			あり	なし	あり	なし
1	建物工事人の滅失証明書	建築会社等	令12条	特例	令13条	特例

【土地家屋調査士が代理人となる場合】

	添付情報名	発行人	発行人の電子署名		調査士電子署名	
			あり	なし	あり	なし
1	不動産登記規則第93条調査報告書	土地家屋調査士			令12条	特例

※ 添付情報については、1例を示したものである。

※ 原則として申請人又は代理人が作成した情報以外の添付情報は、発行人が電子署名した情報については令12条によりそのまま添付情報として使用することが可能であり、電子署名がないものについては、特例方式として添付書面を送付・持参し、原本還付を請求する場合は原本と相違ない旨を記載した謄本が必要となる。

しかし、添付情報をPDF化して作成者である土地家屋調査士が電子署名を付せば、令13条により、登記官に原本を提示すれば足りることになる。

古山：難解だな。PDF ファイルに土地家屋調査士の電子署名を付した添付情報が原本と同様な取扱いを受けるとなれば、これまでの原本還付の概念を頭から消し去らなければならないね。

新川：ただし、添付情報が土地家屋調査士の電子署名がないPDF ファイルであったり、「特例」を利用している場合などは、還付を受けたい添付情報の写しに「原本と相違ない旨」を記載して提出することにこれまでと変わりはありません(不動産登記規則(以下「規則」という。))附則24条2項で準用する規則55条)。書面申請と同様です。

古山：それで前は少々値がはっても電子署名のできるAdobe Acrobatというソフトを買いそろえて欲しいと言ったのだね。

新川：そうなんです。PDF ファイル化した添付情報に土地家屋調査士の電子署名ができるのとできないのでは大きな違いがあります。不動産登記令第13条の規定を有効に活用したいですね。

古山：ついでにもう一つ。「原本還付」もさることながら「原本提示」もどうにかならんかな。「原本提示」

を省略することができればオンライン申請は爆発的に増えると思う。私たちがほとんど法務局へ足を運ぶことはなくなるね。本当の意味でのオンライン申請が可能となる。

新川：そこが問題ですね。日調連もオンライン申請の最終的な到達点としてそこを目指しているようです。しかしながら、土地家屋調査士と法務局との強い信頼関係を醸成するために、まずはオンライン申請の実績を積むことが大切でしょう。

先日、支部の研修会が終わった後の懇親会で、大ベテランのX先輩が「規則93条報告情報に添付する画像情報は処理を急ぐ登記の場合のみ添付し、急がない場合はつけない」と豪語されていました。「俺の申請を怪しむならさっさと実地調査すればよい」とも。古山：「急ぐ場合は画像情報をつけている」というところが何とも哀れだが、土地家屋調査士の矜持というものはき違えているね。そんな考え方では土地家屋調査士の未来はないな。

さて、寄り道してしまった。遅くなると今日は申請ができなくなる。先に進もう。

新川：申請書作成支援ソフトを起動してください。いつも使うものですからショートカット(図3)をデスクトップに置いておかれるのも良いでしょう。あとはマニュアルのとおりです。



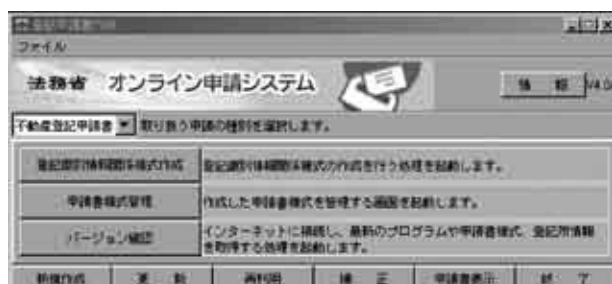
【図3】

古山：ここで注意すべきことをいくつかあげて欲しいね。

新川：最初の画面(図4)の「バージョン確認」のボタンは定期的に押してください。申請書様式など新しい情報を入手することができます。

新規作成から、先ほど作成した事件フォルダを指定して申請書様式を選択すると「上書き」の警告画面がでます。フォルダに何も入っていないればこの警告画面はでませんが申請情報が入っていれば上書きされてしまいます。今回は添付情報だけしか入っておりませんから問題はありません。

登記所選択ボタンを押し空欄を画面申請と同様に埋めていってください。申請情報入力のポイントは箇条書きとしました。(表2)参考としてください。



【図4】

古山：「オンライン物件検索を利用すべし」とのことだけれど物件情報直接入力ではダメなのかな。

新川：そんなことはありません。オンライン申請システムの利用時間より1時間早く終わってしまう物件検索ですがメリットはあるのです。先ず実在しない物件であれば検索でヒットしませんよね。その結

【表2】

申請情報入力のポイント

1. 入力文字は登録免許税以外すべて全角で入力する
2. 添付情報欄は一行36文字を目安に改行する
3. 申請年月日は作成時の日付が自動で入ってしまうので、後日申請するための作り置きの場合などには注意が必要
4. 記入欄不足の場合は追加ボタンを押して欄を追加する
例：申請人代表者の記入
名義人情報追加ボタン横のプルダウンリストから「代表者」を選択して追加ボタンを押す
5. 登録免許税欄など、不要な場合は右側の項目削除ボタンを押す
6. 妥当な入力欄が見あたらないときは「その他の事項」欄を活用
7. 不動産の表示欄の入力は「オンライン物件検索」を可能な限り活用
8. 複数の物件を入力する場合は「前物件複写」ボタンを利用すると便利
9. 外字の入力はインターネットの戸籍統一文字情報(<http://kosekimoji.moj.go.jp/kosekimojodb/mjko/PeopleTop>)から入力する
10. 日本語入力プログラム(ATOK、IMEなど)の単語登録を活用して代理人の住所氏名欄の入力を省力化する

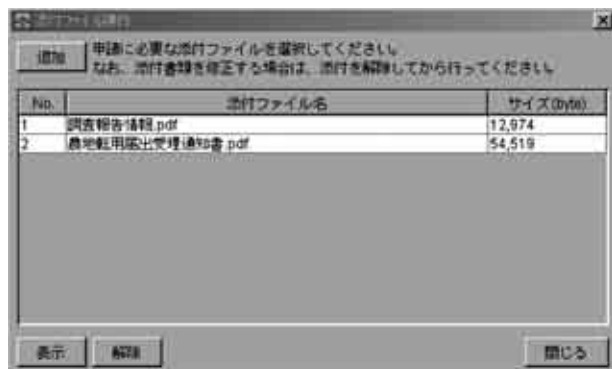
果、入力のケアレスミスを未然に防ぐことができます。ヒットした段階で現在登記中であればそれもわかります。フーテンの寅さんで名高い東京都葛飾区の「葛」の字は私のパソコンでは表示されません。このような場合はオンライン物件検索を利用して入力するのが便利です。

全部入力し終わったら最下段「チェック」ボタンを押してください。形式的なチェックを行ないます。エラーが出た場合は、指摘された項目をここで修正します。また「表示」ボタンを押すと画面申請のような状態で申請情報を見ることができます。経験的にはこの段階で記載の誤りに気付くことは多いですね。

古山：添付情報欄の下にある「添付書類」ボタンはどのように使うのかな。

新川：失礼しました。先ほど作成しておいた電子署

名を付したPDF ファイルをここで申請情報と関連付けします。ボタンを押して「添付ファイル操作」のダイアログボックス(図5)が開いたら「追加」ボタンを押し、それぞれの添付情報を選択します。



【図5】

ここで開くフォルダは前回のオンライン申請で使用したフォルダが自動的に開かれることが多く、誤って他の事件の添付情報を選択してしまうこともあります。オンライン申請に慣れてきたら注意してください。先ほどお話しした送信することができるファイルの容量の問題ですが、このボックスの右側にそれぞれの添付情報のサイズが表示されます。ファイルサイズの合計に注意してください。1MBはおおよそ1,000,000 byteです。なお、オンライン申請システムにログイン後も添付情報の追加と削除は行えます。さあ、終了ボタンを押して申請しましょう。

古山：オンライン申請システムにログインした後のポイントはどんなところかな？

新川：特にはありません。わからないことがあれば、画面右上のHELPメニューを見ていただければ基本的には理解できます。

「申請データ作成メニュー」(図6)について、今回は



【図6】

地目変更なので納付情報ボタンはアクティブになっていません。確認番号入力も他の人に登記の進行状況を見ていただく必要がないのであれば入力する必要はありません。デジタル署名をして先へ進みましょう。

「申請意思確認」ではデータの検証が行なわれ「正常」とであると判断されれば「申請確定」ボタンを押して申請完了です。検証中には右下の天眼鏡のようなアイコンがグルグルと回ります。先輩のパソコンは新しくて性能が良いから私のものより勢い良く回っています。目を回さないでくださいね。

古山：いよいよ大詰めに近づいて余裕の軽口がたたけるようになったね。

新川：最後に到達確認表を保存して終了です。お疲れ様でした。念のために「戻る」ボタンを何回か押してメインメニューに戻り、処理状況確認から処理状況一覧を見てください。ただいま申請したものが早くも掲示されています。この処理状況欄が「審査待ち」から「審査中」、最後には「手続終了」に至るわけです。あらためていうまでもなく、今回の申請は「特例方式」を利用しています。明朝には受付の日付と番号がコメント欄の表示ボタンを押すと告知されますので、代理権限証明情報と農地転用届出受理通知書を記載した内訳書(様式は法務省民事局のwebページ <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji142.html> からダウンロードできます)を原本とともに法務局へ郵送、もしくは持参してください。

古山：終わったね。こういう新しい世界は不安もあるけどやってみると案外面白いものだな。概念は書面申請と大差はない。また、オンライン申請をしてみ、政府が進めるIT施策に貢献できたというか、何か達成感みたいなものを感じるよ。

ところで、正直言って私たちがオンライン申請に踏み込めない理由の一つに補正、取下げがあるよね。その辺が不安でなかなか申請に踏み切れないという土地家屋調査士の方も多いはずだよ。

新川：取下げは簡単です。申請の時と同じように取下用のフォルダを作成します。そこに申請書作成支援ソフトから取下書を作成し、通常の申請と同じようにオンラインで申請します。申請に比べたらはるかに簡単です。安心してください。ただし、取下げた場合の登録免許税の還付は代理人ではなく申請人へ還付されます。土地家屋調査士の場合は誤って納付することは少ないでしょうがご注意ください。た

だ、この点については、法務省と国税庁との間で、登録免許税の還付金の代理受領のスキームについて、検討がされていると聞いています。

また、申請書作成支援ソフトには申請様式として「05. 取下書(登記申請書共通)」がありますが、登記嘱託書フォルダの中にも「52. 取下書(登記嘱託書共通)」があります。「共通」という言葉に誤魔化されないようにしてください。嘱託事件の場合は「52.」を利用します。

補正は、誤記したところに訂正印を押すようなこれまでの補正方法とは異なります。補正指示を受けたら申請書作成支援ソフトを起動して下段中央「補正」ボタンを押します。補正対象の事件フォルダを選択すると「補正書」を頭に付つけた申請書(図7)が表示されます。受付年月日と受付番号を記入の上、補正事項欄へ補正内容を入力します。たとえば地目を「雑種地」と記載すべきところ「山林」となっていたのであれば「地目変更後の地目の表示欄「山林」と記載あるのを「雑種地」に訂正」という表現を使って補正事項を記載します。補正といえども再申請の形をとりますので、添付情報が前回送信したものと重複していても前回同様に添付しましょう。あとは最初の申請も補正申請も全く同じです。

古山：なるほど少しは不安が薄らいだね。ついでに

【図7】

登記が終わったときのことも聞いておこうか。

新川：オンライン申請をすると受付、登録免許税の納付、補正、登記完了など、その節々で代理人宛にメールが送られて来ます。オンライン申請システムにログインして処理状況確認からそのコメント等を確認してみてください。登記が完了すると処理状況一覧の「公文書」に「取得」ボタンが表示されます。ボタンを押して該当する事件フォルダを選択すれば登記完了証のダウンロードが始まります。事件フォルダには「complete_0001」のようなフォルダが作成され、その中にまた「complete_0001.xml」とPDFファイルの二つのファイルが存在します。このPDFファイルが登記完了証です。私が登記完了した事件のフォルダを持参しました。ダブルクリックして見てください。(図8)

【図8】

古山：確かに登記完了証ではあるけれども登記官の印影がないね。こりゃ寂しいな。これで報酬をもらえるのかい？

新川：インターネットで法務省オンライン申請システムに入り「申請する」を押し、さらに最下段の「電

子公文書検証画面にリンク」を押してください。中段の参照ボタンを押して先ほどのフォルダ内にある「complete_0001.xml」を選択、最後に右下の「電子署名を検証する」をクリックしてください。すると電子公文書検証結果が表示されます。

古山：言わんとするところは理解できるが問題は依頼者だね。国民の皆さんがすべてITに強いわけではない。オンライン登記申請は誰でも容易にできることではないな。

新川：そこなのです。私たち土地家屋調査士が存在する意味があるのは。これまでの土地家屋調査士は依頼者の要望を受けて登記の書類を作成して登記申請をする、それを審査するのが法務局の仕事でした。規制改革、構造改革を経てこの形態は少しずつ変わりつつあります。少しではありますが、私たちの職能は責任の重みを増しているのです。私たちが単なる代書屋さんの時代は終わりました。その程度の仕事であるならば気の利いたパソコンソフトが開発されて役目を果たしましょう。私たちが申請するものは官の力を頼るまでもなく、本来ノーチェックで登記可能なものでなくてはなりません。

古山：君は具体的に登記完了証をどうやってお客様へ渡しているの？

新川：先ほどの登記完了証のPDFファイルを紙に印刷し、最下段に私の認証文を入れています。もちろん職印を押して。さらに申請情報の写しを印刷し、図面があれば図面も添付します。最後にオリジナルの表紙で綴じます。

昔は報酬額を筆頭に色々な規制があり、私たち資格者は守られていました。皆々横一線に立ち並び、飛び出してもダメ、遅れてもダメでした。今は土地家屋調査士の品位を貶めない限りにおいて国民の利便を考え、創意と工夫ができる時代となりました。登記官の押印がないなら私たちの職印を押して証明すればよいのです。これから、そのぐらい重みのある職印にしていきましょう。

古山：なるほど、君らしいな。

今、申請情報の写しと言ったけれど申請書作成支援ソフトで表示した申請情報は見栄えがしないね。



【図9】

新川：事件フォルダに申請情報を作成するとその中に「ex1101.xml」というファイルが作成されます。これをInternet Explorer 7で開きます。続けて「ファイル」、「印刷プレビュー」とクリックすると印刷される形(図9)を縮小、拡大して表示することができます。ご自身の好きなスタイルを選択して印刷してください。

古山：ところで、今ふと気がついたのだけれども、私の事務所ではこれまでお客様の申請書類等はすべて紙に印刷して控えを保存してきた。お陰で整理棚はもう一杯だよ。オンライン申請が主となれば先ほど作成した事件フォルダを保存しておけば世話はないね。電子データで保存できるので、物理的に全然大きさばらない。便利な時代だね。

新川：次は私の事務所で分筆登記の申請をしてみませんか。ポイントは登録免許税の電子納付と図面の添付です。

古山：面白くなってきた。楽しみにしているよ。正直に話すと私は新しいものが滅法好きなのだ。次もよろしく。

[参考]

(注) 千葉和信「平成20年における不動産登記のオンライン申請の利用状況について」(登記研究733号5ページ)

(この記事は、株式会社ティハン発行「登記研究 第733号 平成21年3月号」に掲載されたものです。)

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(案)

「世界測地系第Ⅷ系原点標識設置の記念式典」について

長野県土地家屋調査士会 第Ⅷ系原点設置委員会 委員 三原 雅

土地家屋調査士が行う世界測地系第Ⅷ系原点の標識設置であり、土地家屋調査士制度発祥の地・長野県の調査士が設立した長野県土地家屋調査士会が、原点所在地の南佐久郡南牧村様と共に企画し実行いたします。

下記のとおり、記念式典を執り行いますので全国の調査士会員の皆様のご参加を歓迎いたします。

記

《標識除幕セレモニー》

日時 平成21年8月8日(土)午前8時8分 号砲8発
場所 長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字のべ山
2095番地5

(世界測地系)東経 138° 30' 00"、

北緯 36° 00' 00"

(旧測地系)東経 138° 30' 11"、

北緯 35° 59' 49"

<http://map.yahoo.co.jp/pl?type=scroll&lat=35.99671923&lon=138.50295174&sc=5&mode=map&pointer=on&home=on&hlat=35.99035306&hlon=138.49596361>

《式典・前夜祭》

日時 平成21年8月7日(金)午後3時
場所 長野県南佐久郡南牧村 式典前夜祭・会場(予定)
尚、現在進行中の企画のため今後の協議により来賓・式場・進行等詳細は確定いたします。決まり次第改めてご案内いたしますが、是非、

8月7日宿泊・8月8日セレモニー参加のご予定でお出でいただき、爽やかな夏の信州をお楽しみいただければよろしいかと存じます。

【土地家屋調査士制度と長野県土地家屋調査士会】

長野県松本市は土地家屋調査士制度発祥の地であり、その記念碑が長野県松本文化会館の敷地内にあり(制度制定45周年記念式典当時設置した松本市民会館前庭園から会館の建て替えにともない現在地に移転しました)、日調連の委託を受け松本支部会員が清掃・維持・管理を続けております。

(参考：長野会HP <http://nlb.or.jp/> もご覧下さい)

この様な地に設立された長野県土地家屋調査士会は、この度、来年度全国で幾つか計画されている制度制定60周年の記念行事に先駆けて世界測地系第Ⅷ系の原点の位置に標識を設置する計画をたてました。

第Ⅷ系座標原点標識は単なるモニュメントではなく、国土地院の認証を受ける一級基準点とする予定であり、実際の測量業務にも使用できる測量技術に裏付けされた標識となります。

この事業が国民に対する土地家屋調査士制度啓蒙のPR活動にとどまらず、我々土地家屋調査士が現在置かれている状況を見つめ直し更に発展を目指す節目となるような、これからの土地家屋調査士業務の原点を考えるきっかけになれば幸いと思い企画いたしました。

【第Ⅱ系原点・「地図の源」の先人達に敬意を表します】

制度制定50周年記念の折、熊本県土地家屋調査士会は、全国から資金を集めて、2000年10月1日に平面直角座標系第Ⅱ系の原点の位置に、当時の日本測地系により「地図の源」として記念の碑を建立されました。建立の意義等読ませていただきまして素晴らしい事業であると敬意を表しますと共に、その実行力に感心いたします。交通の便も良いようで、幾つかの土地家屋調査士会の支部などが研修旅行で訪れている場所であるようです。当長野県土地家屋調査士会も「地図の源」建設事業協賛者として名前を連ねておりますので機会があれば、この地を訪れてみたいものだと思います。

(参考：熊本県土地家屋調査士会HP <http://www.kuma-cho.com/> もご覧下さい)

【世界測地系第Ⅷ系原点標識設置事業の経緯】

ここから始まった：今から数年前のこと、ある会議での会話

調査士A：この辺の座標系はⅧ系といって、その原点がJR鉄道最高地点(標高1375m・JR小海線野辺山駅付近)のあたりにあると聞いていますけど、そって何か杭のようなものはあるんですかね？人に話すときには、そこが基準だとわかったようなこと

をいっていますけど、自分には行ったこともないし、何かあれば具体的に説明し易いんですがねえ。

調査士B：ないよ。日本測地系の時、俺も興味があって調べたことがあるんだけど、山の中でこれはどうしようもないなと思っていたんだ。でも、今度世界測地系になったから、もしかしたらいい場所に移って来てるかもしれないよ。そこが基準になって、Ⅷ系エリアの新潟県、長野県、山梨県、静岡県の、平面直角座標が表されているんだ。何しろ、そこは $X=0.000$ 、 $Y=0.000$ と0が並ぶところだから全ての原点になんだ。それに、測量の技術的な面でも色々勉強になることがあるんだよ。(中略)

そこに、標石を入れられたらいいよね。しかも、一級基準点にして認証をとる。調査士のいいPRになるしね。

調査士A：へー、原点で面白いものですね。いつも使う公共座標の原点を調査士が入れるなんて測量技術のレベルアップもしそうですね。是非、やりましょう。(少々脚色を交えての回想です)

その後の経過

この会議から、原点標識設置プロジェクトが始まりました。まず、国土地理院のHPやその他のWEBサイトの地図情報からその位置が、一般国道141号〔市場〕交差点付近の平地にあることがわかり、カーナビでもその位置を確認しました。続いて、ネットワーク型RTK-VRS測量による現地踏査やインターネット登記情報提供サービスにより、地図情報

の取得、登記記録の確認を行いました。その結果、場所は、南牧村のマレットゴルフ場の芝生の中にあり、所有者は南牧村であることが判明しました。絶好のロケーションであることを確信した私たちは、長野県土地家屋調査士会小出國正会長、(社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会塩川豊理事長と共に南牧村を訪問し、村長以下村幹部の皆様に標識設置の趣旨をお伝えし、ご協力を願ったところ、村おこしにも繋がる事業であるとの歓迎と快諾をいただくことができ、関係する団体で正式に実行委員会を立ち上げる運びになりました。

標識設置については、計画機関：南佐久郡南牧村、作業機関：(社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会で、公共測量規程による一級基準点設置業務と位置づけられました。

【これから】

末広がり「八」への縁で

Ⅷ系の八の為か、この度の事業には数字の八に縁があります。所在地は八ヶ岳連峰の裾野にあり、敷地のマレットゴルフ場は「愛八コース」といいます。そんなこともあり、除幕セレモニーは八が並ぶ8月8日としました。

この事業を制度制定60周年を前に行うことで、今後も土地家屋調査士制度が八の字の様に末広がりに発展することを願って、このご案内をさせていただきます。

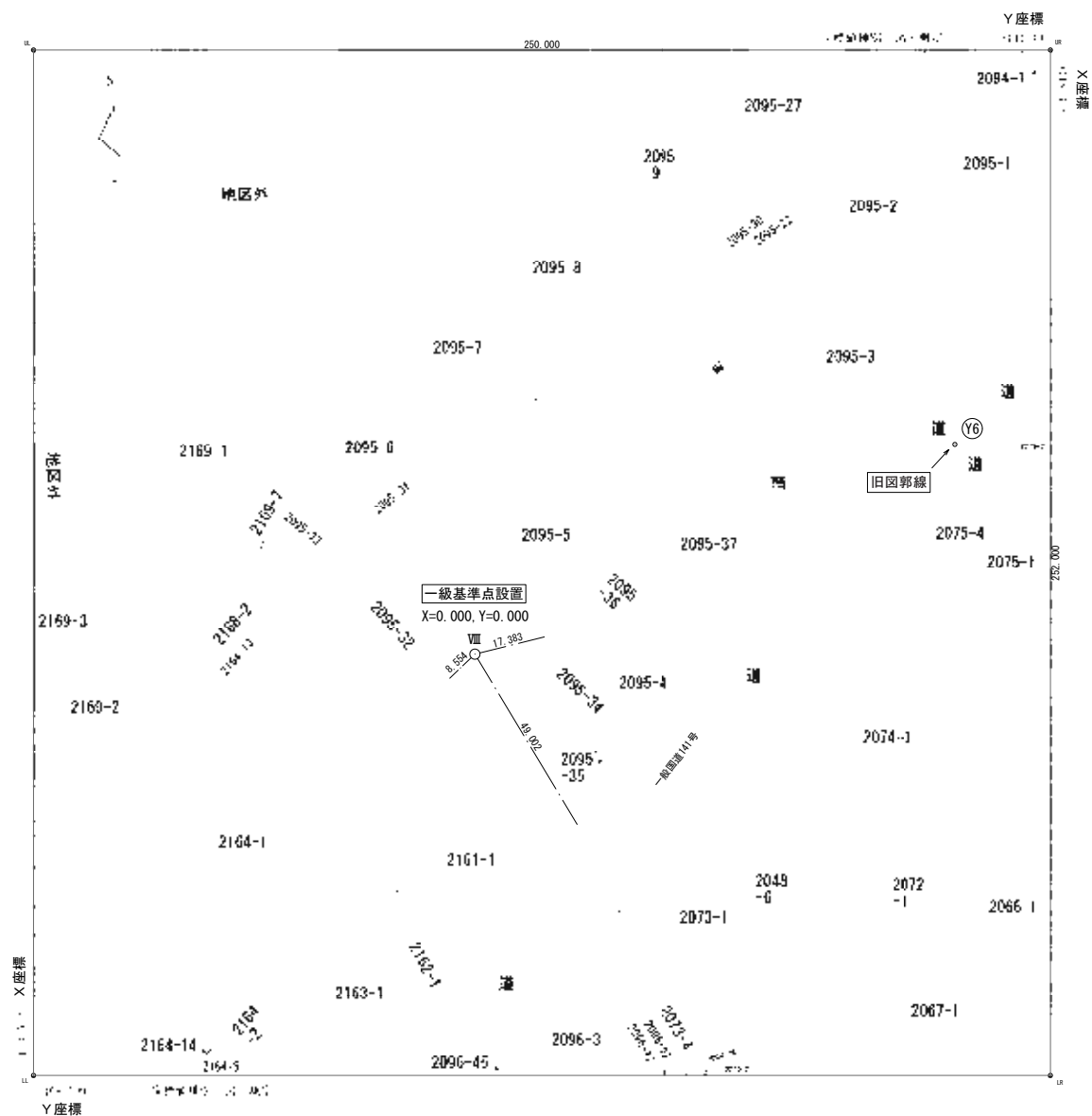


Ⅷ系座標原点

表示年月日：2009/04/24

インターネット登記情報提供サービスからデータ取得

14条1地図



法 定 分 割	地 区 界	国府大井町南牧村大字南ノ口字南ノ口			地 番	2095番地	
図 力 尺	1:1000	精 度 区 分	Ⅱ	座 標 系	国 家 測 量 法 第 1 種	分 割	国 家 測 量 法 第 1 種 第 1 項
作 成 年 月 日	昭和48年5月			修 正 年 月 日	昭和52年7月1日		補 記 事 項

注：注釈を追加してあります

14条1

14条1地図上にプロット

基準点成果表

(AREA=B)

0001(VIII)

B	36° 00' 00.0000"	X	0.000m
L	138° 30' 00.0000"	Y	0.000m
真北	0° 00' 00.00"	H	1237.000m
		ジオイド高	43.851m
		楕円体高	1280.851m
		柱石長	m

視準点の名称		平均方向角	距離 縮尺係数 0.999900 頁数		備考
		予想成果表			
埋標型式	地上 地下	地上	標識番号	金属標石	
GPS測量による					

予想成果表

会長 レポート

3月16日～4月15日

Report

3月19日

あおもり境界紛争解決支援センター 設立記念式典
愛知県土地家屋調査士会が境界紛争の解決を目指す土地家屋調査士会ADRを世に出したのは平成14年秋。以来6年余となるがこの日、全国36番目の境界ADRとして、みちのく・青森に「あおもり境界紛争解決支援センター」が誕生した。青森県土地家屋調査士会(小林昭雄会長)は会員数約150名と、少人数会であるが東北地方では宮城県・岩手会・福島会に次いで4番目のセンター立ち上げとなる。この日、青森市内のホテルで設立記念式典と祝賀会が開催され出席。ご来賓の中に小磯武男・青森地方裁判所長のお姿があり、巡りあわせに驚いた。小磯判事は東京地裁判事当時、法務省が主宰された「裁判外境界紛争解決制度に関する(第一次)研究会の委員として参画され、今日の筆界特定制度や土地家屋調査士会ADRの制度化に大きな影響を与えた方。

私も連合会の役員会等で当時研究会委員として連合会から出向されていた椎橋浩・副会長(当時・現神奈川会相談役)から会務報告の中で何度もお名前を聞かされた方。小林青森会長が連合会ではADRを主管する社会事業部担当役員であり、土地家屋調査士会ADRにもご縁の深い小磯判事に地裁所長として祝辞をいただくという、願ってもない時期のスタートに立ち会わせていただいた。

20日

兵庫県震災復興研究センターシンポジウム

プライベートで、年数回の研究会等に参加させてもらっている兵庫県震災復興研究センター主催の『世界と日本の災害復興ガイド』出版記念シンポジウムが神戸市産業振興センターを会場に開催され参加。同センターは阪神・淡路大震災からの復興まちづくりに取り組むと同時に国内外の識者による研究と図書出版・シンポジウムの開催等を長年続けている団体。この日はメインゲストに県知事に就任する36時間前に新潟県中越沖地震に遭遇した泉田裕彦・新潟県知事を迎え、知事として県民と県土を守るため大災害とどのように向き合ったか、当時の思考・行動の一端と危機管理の

ありようについて基調講演された。

21日

都市的土地利用研究会

午後から銀座のリクルートビルで開催の都市的土地利用研究会(代表・藤井俊二創価大学大学院教授)の例会(研究会)に参加。この日は「最近の不動産の動向」をテーマに世界各国及び日本国内の不動産市場・不動産金融の実状をそれぞれの分野の専門家が報告。調査士の業務の現状を分析する上でも非常に参考になった。

22日

自由民主党・大阪府連大会

大阪市内のホテルで開催された自由民主党大阪府連合の大会に出席。土地家屋調査士議員連盟でご指導いただいている先生方とも懇談させていただく。

23日

全国土地家屋調査士政治連盟大会

午後から都内のホテルで開催された全調政連の第9回大会に連合会長として招待をいただき出席。お祝いの挨拶をさせていただいたほか、大会の一部始終に陪席させていただいた。三期6年間会長職を務められた井上孝三郎氏が本大会を最後に引退され、新しい全調政連会長に東京調査士政治連盟会長の待野貞雄氏(元・連合会副会長)が選任された。司法制度改革や度重なる不動産登記法の改正、土地家屋調査士法の改正に当たって政治連盟会長として連合会を支えていただいた井上執行部に感謝と敬意を表させていただいた。大会後の懇親会には自由民主党細田博之幹事長、太田誠一・調査士議員連盟副会長、太田昭宏・公明党代表、山口那津男・公明党調査士議員懇話会会長、江田五月・参議院議長ほか多数のご来賓のご出席を頂き盛大に開催された。

24日

奈良県公嘱協会の件打ち合わせ

公嘱協会関連の訴訟事案への対応について大阪市内の法律事務所において打ち合せのため来阪の、奈良会・志野会長ほかの皆さんに同行。

午後 連合会事務局にて瀬口専務ほかと会務打ち

合わせ。

25日

竹本直一議員セミナー

都内のホテルで開催の自由民主党・竹本直一衆議院議員の主宰するセミナーに出席。この日の講師は日本語も堪能で著名なジャーナリスト、ベンジャミン・フルフォード氏による日本外交の歴史的経過とその背景となった国際政治・経済問題を文字通り快刀乱麻・縦横無尽に解説された。ほとんどが、まさか、ええ!、と言うようなお話で、自分が知っていると思っていたことも、その真実や裏事情はほとんど知らないことが多すぎることを実感。文字通り「目から鱗」の数時間だった。

27日

業務受託PT会議

登記基準点有識者協議会

午前 昨年末施行の新公益法人法による新しい公共嘱託登記土地家屋調査士協会が各地で設立されている。これまでは昭和60年の法改正により全国の土地家屋調査士会が設立母体となって奔走し、設立された50の公嘱協会のみであったため、いくつかの例外はあったにせよ、概ね単位会と協会の関係はそれなりの整理の上で運用されてきたところであるが、準則主義で設立可能という、まったく新しい法律の下で設立される協会ができることとなった結果、関連する諸規則を改めて見直し、協会にとっても単位会にとってもより良いと思われる体制の下で運用していくことが求められることとなった。連合会ではこれらに対応するためプロジェクトチームを組成して検討していくこととなったがこの日は第1回の会議を開催し、検討PTのテーマや方向性などを協議した。

午後 過年度来取り組んできた登記基準点について、昨年6月に民事局長通達によりその位置づけが明確になり、既に東京会、兵庫会、埼玉会等から申請された基準点について認証が進められているところである。また過日は特許庁から「登記基準点」の商標登録が完了した旨の証明書も交付された。この日はこの制度の構築と運営にご尽力をいただいている清水英範・東京大学大学院教授はじめ有識者会議を構成する先生方にご出席いただいて前回会議以降の経過の報告と事務局提出の議題について協議が行われた。

4月1日

連合会事務局で、近く開催予定の与野党からの予算要望等に関する打ち合わせのほか会務処理の後、永田町で開催の資格者交流機構(会長・横須賀博日本不動産鑑定政治連盟会長)の勉強会に竹内八十二・東京会長ほかの皆さんと出席。この日は内閣府司法制度改革推進室参事官を講師に5月からスタートする裁判員制度についてその仕組みや準備の現状等について講義を受けた。同機構顧問で司法制度改革の生みの親でもいらっしゃる保岡興治衆議院議員(調査士議員連盟会長)も出席され国政の現状についてのお話を伺った。

2日

民主党 地籍・地図整備PTからのヒアリング

昨年末に土地家屋調査士制度推進議員連盟(会長・前田武志議員)を立ち上げていただいた民主党では、このほど調査士の業務にも大きく関係する「地籍・登記所備付地図整備PT」を党の機関として設置された。当日は参議院議員会館でPTの会議が開催され連合会にも出席要請があり各副会長、専務・常務・社会事業部の皆さんと一緒に出席。私から地図作成に直接携わる土地家屋調査士の関与の現状と課題等について報告ののち、議員先生方からの質問に答えさせていただいた。民主党の先生方には予めから国会の委員会で登記所備付地図や地図混乱地域対策をテーマに質問に立たれた先生方も多いことから、新設のプロジェクトチームはある程度の規模となることは予測していたところであるが、当日は私共が当初想像していたのには驚いた。これまで地味な存在であった地図や地籍・登記、土地家屋調査士の制度と業務に与野党を超えて、国家として改めてスポットが当てられつつあることを実感、同僚役員とともに緊張の1時間を過ごした。

3日

志師会(伊吹派)政策報告会

都内のホテルで開催された政策グループ・志師会(自由民主党伊吹派)の国政報告会に瀬口専務、全調政連待野会長とともに出席。会場近くの桜は満開。

4日

横田今朝夫氏 祝賀会

昨秋の褒章授与に際し永年土地家屋調査士業務に精励するとともに、土地家屋調査士会の役員として制度の充実発展に功労があったとして、群馬

土地家屋調査士会の前会長・横田今朝夫氏が黄綬褒章受章の栄に浴された。この日は高崎市内のホテルで受章を祝う会が開催され招待をいただき出席。来賓として出席された松浦幸雄・高崎市長ほかの皆さんの祝辞中で横田氏の誠実なお人柄と若き日の刻苦勉励のお姿が語られ、改めて横田氏のご功績に満場から大きな拍手が贈られた。

6日

保岡興治さんを支える会

夕刻から都内のホテルで保岡興治衆議院議員(元法務大臣)を支える会が開催され瀬口専務、横山副会長ほかの皆さんと出席。

7日

近未来政治研究会(山崎派)政策提言セミナー

山崎拓自由民主党元副総裁をリーダーとする政策グループ「近未来政治研究会」の政策提言セミナーが都内のホテルで開催され政治連盟待野貞雄会長ほかの皆さんと出席。同研究会は調査士議員連盟会長の保岡興治衆議院議員が副会長を務められているほか、甘利明議員、田野瀬良太郎議員はじめ調査士議員連盟の重鎮が多数在席されている。景気浮揚策を中心とした政策提言を盛り込んだマニフェストも公開された。

8日

第2回正副会長会議

宏池会(古賀派)政策セミナー

新年度第1回の正副会長会議を開催。午後から開催予定の常任理事会を前に協議問題等の調整を行う。

夕刻から自由民主党の政策グループ「宏池会(古賀派)」の政策セミナーが都内のホテルで開催され出席。

8～9日

第1回常任理事会

来る6月の21年度連合会定時総会を控え、この日の常任理事会では総会に上程する20年度事業の報告と決算、21年度事業計画案と予算案について熱のこもった協議が展開された。また、土地家屋調査士制度60周年記念事業の一環としてかねてから広報部から提案されていた伊能大図展についても多面的な検討が加えられたが、連合会が懸念していた障害要因も除去されたとの報告を受け、近日中に東京会が協力して都内で開催予定のプレ展示会の開催状況を見極めて最終的な結論を出すこととした。

10日

第1回選挙管理委員会

今総会では連合会役員改選の年でもあることから例年に倣って第1回の選挙管理委員会を開催。会議の冒頭で各ブロックから選任された選挙管理委員の皆さんにお願いのあいさつをさせていただく。

12日

公嘱受託法人に関するPT会議

日曜日ではあるが、PTの皆さんにお集まりいただいて連合会会議室で会議を開催。この日は東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会から鷲尾賢司理事長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会から塩川豊副会長にオブザーバー参加をお願いし、新公益法人法・改正土地家屋調査士法の下で公嘱協会の業務展開の予測、制度のありよう、単位会・連合会との連携強化と会則・規則の見直しの必要性等について長時間議論をいただいた。今後も継続して開催する予定のPT会議での意見を集約し、学者を含め有識者からアドバイスを受けることとした。

13日

不動産適正取引推進機構記念講演会

清和政策研究会セミナー

都内・霞が関ビルで財団法人不動産適正取引推進機構の創立25周年記念講演会が開催され出席。専修大学法科大学院長の平井宣雄教授(東京大学名誉教授)による「不動産取引と不動産流通の特質―売買を中心として―」と題する記念講演を拝聴したが、私にとっては、不動産に関係する資格者団体の責任者として多くの示唆をいただいた。

夕刻から都内のホテルで開催された自由民主党最大の政策グループ「清和政策研究会(町村派)」のセミナーに瀬口専務とともに出席。

15日

法務省打ち合わせ

連合会にて会務ののち、法務省民事第二課を訪問し、小野瀬課長はじめ同課幹部の皆さんと当面の課題、特に登記所備付地図作成事業の展開について協議させていただいた。

近年、地図関連分野への政治家の先生方や地域住民の皆さんからの関心・期待と要望も高く、法務省・連合会が、実情の分析と意見交換の場を随時開催することの重要性を確認。

釧路会

「昭和40年頃」

副会長 岡崎學



『会報くしろ』第95号

境界が地図または地籍測量図と合っているかどうか考えるとき何を基本地図とし当時の測量はどの様になされたか知ることでは程度理解が出来るかと思い、私が測量を始めた昭和40年始め頃から振り返ってみたいと思います。

昭和40年始め頃現在みたくトータルステーション、電子計算機等無く角度の測定は一般的にバーニヤ読みのトランシットで測定していました。この頃のトランシットは20秒読みの器械で角度はバーニヤをアイピースで読み取っていた、又、距離はまだ光波測距儀が無くスチールテープで測定し、座標計算は真数表と手回し計算機で計算し、角度は10秒単位、距離はセンチメートル単位で印刷した計算用紙を使用し計算していました。

多角測量(トラバー)は2対回測定しその平均を取り測定値とし距離は往復(2回)測定しその平均値をとり測定値とし、計算は真数表を2度引き引き違いが無い確認をし、計算も2回計算し計算違いが無い確認をしていました。

当時、まだ道路は舗装の道路は殆ど無く植民地区画された号線を中心を掘るとコンクリートの中心標が埋設されていた箇所が多数ありましたが、殆ど現地には境界標は有りませんでした。境界測量をするときまずは号線を中心標を探し事から始め号線を中心から境界を設置していましたが、号線中心線を見通し100間又は150間区画のところに境界を設置しましたが、号線間距離が違って片押しで測設した箇所は違った分だけずれて境界が設置される事になった箇所も有るかと思います。号線区画で無いところの境界測量は三角点又は道庁図根点を与点とし基準点測量(多角測量・三角測量)をし、それから境界を復元すると云うものでしたが、現在の様な器械が無い時の測量作業の動力は多大なものでした。

境界測量の基準となる資料は土地連絡調査がなされたところは土地連絡図(以下連絡図)が基本となり、連絡図に号線を中心、道路中心点等主要な箇所に座標が付けられ連絡図の図郭線外左上の方に座

標成果が記されていました。座標の記されていない境界の位置はこれらの座標を元に境界の復元計算(境界の座標)をしましたが、これも現在みたく電子計算機の無い時代は膨大な作業で、昼は現場夜は遅くまで計算作図と際限無く続けていました。その頃の地籍測量図をみると求積の方法は底辺掛ける高さ割る2の三斜法で底辺高さもスケール読みの数値の物が大半で、地積測量図の作図も原図(ケント紙に作図したもの)に地積測量図の用紙を重ね烏口でトレースしマルペンで数値を書き面積の計算式もペンで書かれた物が多かったかと思いますが、関数計算機が一般的に手に入る昭和40年代後半までこのような時代で無かったかと思っています。

20秒読みトランシット、バーニヤ読みのトランシット、アイピース、手回し(タイガー)計算機、ケント紙、烏口、マルペン、三斜法、真数表等現在無くなったもの、使われなくなりました。

特定認証局が対応を迫られている諸問題について 「暗号アルゴリズムの2010年問題」



日調連特定認証局運営委員会運営委員 廣瀬一郎

情報の秘匿性を確保するために「暗号化技術」は存在しますが、情報の秘匿性の確保の歴史は、「暗号」と「解読」の2つの技術の激しいせめぎあいの歴史でもあります。

暗号解読技術の進展、コンピュータの高性能化による暗号への攻撃能力の向上を背景に、アメリカ政府が採用する標準暗号について、2010年にはアメリカ政府システムにおける現在の標準暗号の運用は終了するとしています。従って、2010年に各国が認定した標準暗号方式についても総入れ替えが必要になる事態が予想されます。これが「暗号アルゴリズムの2010年問題」と呼ばれる所以です。

アメリカ国立標準技術研究所(以下、NISTという。)では、暗号解読研究の動向やコンピュータの処理能力の向上といった要因を考慮し、アメリカ政府機関が使用すべき暗号アルゴリズムと鍵サイズ(鍵長)を研究しています。そして、共通鍵暗号にしても公開鍵暗号にしても、2010年以降、鍵サイズがより大きく安全なものへの移行を推奨しています。

このことは、NISTによる「アメリカ政府標準暗号の承認」といった形で公的機関による暗号アルゴリ

ズムの安全性に対して、ある意味で「お墨付き」を与えたことになります。このような事実からみると、現在、主流となっている暗号アルゴリズムの安全性に関するNISTのお墨付きは、2010年で失われてしまうことを意味します。これを受けて、わが国でも、「現在、使用している暗号アルゴリズムの危険性が見過ごせないものになった」と捉え、より強固な暗号への移行を進める取り組みが始まっています。2010年から「要件」とし、2013年までに「完了」とするなど、NISTに比べればスケジュールはやや遅いものの、暗号アルゴリズムの移行は国の方針として強く進められていることが、特定認証局として対応を迫られている諸問題の背景に存在します。

また、同時に電子署名などに用いられているハッシュ関数の代表「SHA-1」(Secure Hash Algorithm 1: シャー・ワンと呼びます)についても、すでに脆弱性が指摘されており、2013年をめどに次世代のハッシュ関数を定めるべく、開発が進行しています。簡単にまとめますと対象となる暗号アルゴリズムは、以下のものが今回の変更の対象になるようです。

暗号アルゴリズムの変更が与える影響について

「暗号アルゴリズムの2010年問題」で指摘されているように、上記の対象暗号アルゴリズムが使用されているシステムの全てが対象になります。暗号アルゴリズムの変更については、「対象暗号アルゴリズムが使われているシステムとの接続に関する問題」、「現在、運用中のためすみやかに移行することができない」、または、「対象暗号アルゴリズムの変更に多額の費用が必要になる」など様々な問題が指摘されています。

もちろん、2010年以降、対象暗号アルゴリズムで作成された暗号文が解読されるわけではありませんが、オンライン申請をする場合に土地家屋調査士を証明するために必要な特定認証局は、長期に運用が必要であることから、今のうちから対応を考慮しておく必要があります。

特定認証局として「暗号アルゴリズムの2010年問題」で影響する範囲は、前述の通りであり、具体的には、公開鍵暗号・電子署名については、現行1024bitの鍵長のRSAを2048bit以上の鍵長のRSAへ、現在、使用しているハッシュ関数については、SHA-1からSHA-2(SHA224/SHA256/SHA384/SHA512※)への移行が必要になります。

公開鍵暗号(電子署名)	・ 鍵長 1024bit の RSA ・ 鍵長 1024bit の DSA ・ 鍵長 160bit の ECDSA
ハッシュ関数	・ SHA-1

(※次世代のハッシュ関数が決定されるまで。)

ここで、特定認証局が使用している「RAS暗号」、「ハッシュ関数」、「SHA-1」、「SHA-2」について簡単に解説いたします。

RSA暗号とは

桁数が大きい整数の素因数分解を行う必要があります、スーパーコンピュータを以てしても計算が困難であることを安全性の根拠とした公開鍵暗号の一つで、暗号とデジタル署名を実現できる暗号方式として最初に公開されたものです。

ハッシュ関数とは

ハッシュ関数は、鍵の無い暗号化のような関数で、次の特性を持つ関数のことをいいます。

- ・任意の桁数のデータから、一定の桁数のデータを出力することができる。(ハッシュ値)
- ・出力されたハッシュ値から、元のデータを復元できない。
- ・元データの一部でも変更された場合、異なるハッシュ値が出力

される。

- ・異なる元データから同一のハッシュ値が出力される可能性は極めて低い。(全くゼロではない)
- 主なハッシュ関数としては、
「MD5:RSA Security社」「SHA-1:アメリカ標準」「RIPEMD160:ヨーロッパ標準」などが有名です。

SHA-1、SHA-2とは

SHA-1、SHA-2を説明する前に、SHA (Secure Hash Algorithm: シャーと呼びます)について説明いたします。もともとは、関連したハッシュ関数であり、NISTによってアメリカ政府標準のハッシュ関数として採用されています。なお、SHAは、国家安全保障局(NSA: National Security Agency)によって開発されました。

SHAは生成するビット長が異なるSHA-1 (160bit)、SHA-224 (224bit)、SHA-256 (256bit)、SHA-384 (384bit)、SHA-512 (512bit)の5種類があります。現在、もっともよく使われるものとしてはSHA-1で、さまざまなセキュリティのアプリ

ケーションなどで使用されています。1993年に発表されたものが公式にはSHAと呼ばれていますが、その後に発表されたものと区別するためにSHA-0と呼ばれ、1995年に初めての後継となるSHA-1が発表されました。さらにSHA-224、SHA-256、SHA-384、SHA-512と出力形式とわずかな機能の違いで発表されています。SHA-224、SHA-256、SHA-384、SHA-512のことをまとめて一般的に「SHA-2」と呼ぶようです。

三省(法務省、総務省、経済産業省)は、暗号アルゴリズムの移行について2014年早期から3年程度の工程で考えているようです。特定認証局においても2010年の更新時において、「SHA-1」から「SHA-2」の移行等を考える必要があります。残された時間は短く、また、多くの事柄に対応する必要がある多くの会員の方に影響が出ないよう認証局運営委員会では、検討を行っています。

全国土地家屋調査士政治連盟

第9回定時大会開催

平成21年3月23日(月)午後1時から、東京都千代田区平河町の「都市センターホテル」において、全国土地家屋調査士政治連盟の第9回定時大会が開催された。

大会には全国の土地家屋調査士政治連盟の会長及び代議員並びに全調政連役員合わせて68名が出席し、来賓として、日調連・松岡直武会長、全公連・鈴木洋美会長、全調政連の名誉役員をお迎えして行われ、待野貞雄新会長を選任し、新執行部がスタートした大会であった。

大会は、先ず南木哲雄副幹事長の司会で進行され、全調政連・井上孝三郎会長は、全調政連が設立されて今日までの八年間を回顧し、政治連盟の必要性和会員増強を促す内容の挨拶を述べられた。



全調政連 井上孝三郎会長

井上孝三郎氏は平成13年全国土地家屋調査士政治連盟が設立して以来、今日まで、不動産登記制度及び土地家屋調査士制度の発展に努力された。

今回の大会で会長を退任されるに際し、会場からそのご尽力を称える開会となった。

次に、来賓として、松岡直武日調連会長は、井上会長の長年の労苦をねぎらわれ、日調連として全調政連への期待と要望を交えた内容の挨拶を述べられた。



日調連 松岡直武会長



全公連 鈴木洋美会長

引き続き、全公連・鈴木会長からは、土地家屋調査士業務の拡大のため、会員のためにも、政治連盟と公嘱協会とが二人三脚の体制になることを期待

する旨の挨拶をされた。

その後、青森調政連の小林要蔵会長を議長に選出し議事に入り、齋藤正幹事長から平成20年度の活

動が報告された後、第1号議案 平成20年度収入支出決算報告を提案、承認された。次に、第2号議案及び第3号議案は一括上程され、下記の第2号議案 平成21年度運動方針(案)を説明した。

1 組織の充実強化と財政の健全化

①各調査士会の協力を得て、会員増強と組織力の強化

②財政基盤の強化

③部会制の具体化

④全調政連と単位調政連との連携

⑤全調政連と日調連・全公連との連携強化

2 各党議員連盟・懇話会との関係

①議員連盟並びに議員懇話会との連絡・協調

②選挙に対する対応と効果的な選挙活動

3 土地家屋調査士制度の充実発展

①日調連と連携して政策実現のための積極的な協力活動

②全公連が行なう活動に対する効果的な協力

4 関係法令改正への対応と情報提供の充実

引き続き、第3号議案 平成21年度収入支出予算(案)審議の件の提案説明があり、慎重に審議され、質疑応答の後、それぞれが承認された。

そして、今時定時大会は役員改選期であり、第4号議案 役員選任の件が提案され、会長、幹事長とも、届出はそれぞれ1名であったため、選挙は行われず、新役員は次のとおり承認された。



全調政連 待野貞雄新会長(左)

会 長	待野貞雄	東京	関東
副 会 長	齋藤 正	埼玉	関東
	菅河憲三	大阪	近畿

幹事長 副幹事長	大野 寛	岐阜	中部
	乗川良介	山口	中国
	松田圭市	福島	東北
	加藤秀治	大阪	近畿
	浅野 博	新潟	関東
	杉本哲也	和歌山	近畿
	宮下澄夫	愛知	中部
	八瀬渉一	大分	九州
	阿部重雄	札幌	北海道
	藤本徳夫	愛媛	四国
会計責任者 会計責任者 職務代行者	小沢 宏	東京	関東
	瀧野勝年	千葉	関東
	佐藤和夫	栃木	関東

監事	小河 徹	福岡	九州
	赤間 護	宮城	東北

大会終了後、午後6時から恒例の懇親会を開催した。来賓として、江田五月参議院議長・細田博之自民党幹事長・太田昭宏公明党代表・保岡興治自民党議員連盟会長・塩崎恭久同幹事長・山口那津男公明党懇話会会長・前田武志民主党議員連盟会長等々多数の国会議員、他土業政治連盟の会長がご臨席され、力強い激励のご挨拶をいただき、井上孝三郎前会長の芳をねぎらう言葉、待野貞雄新会長への激励の言葉が交錯する雰囲気の中、盛會裏に終了した。

(文責：幹事長 加藤秀治)



江田五月参議院議長



細田博之自由民主党幹事長



太田昭宏公明党代表



自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 保岡興治会長



自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 塩崎恭久幹事長



公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会 山口那津男会長



民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟 前田武志会長

人事異動
法務局・地方法務局

法務局・地方方法務局における職員の人事異動が四月一日、四月六日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします

（◇○）
平成二十一年四月一日付け異動
平成二十一年四月六日付け異動

庁名	局	長	総務部長	部	長	次	長	民事行政調査官	総務課長	登記・システム管理情報官	民事行政部	首席登記官 (不動産)	首席登記官 (法人)・法人	首席登記官 (法人二)	電子認証管理官	動産登録課長
東京	五十嵐義治	橘田博		吉崎千恭		前橋辰雄		外山春男	佐生道夫	戸田千代光	杉谷貴勇	齊藤孝一	平林正章		横山正司	伊藤隆
大阪	白石研二	由良卓郎		田村隆平				横守孝	丸尾広人	木津俊夫	河本正	森澤茂己	野本和明			
名古屋	山川景逸			椿栄一				松山芳和	大堀仁士	所田雅一	加藤雅宏	佐々木博美				
福岡	佐藤努			神尾衛				園部俊治	丸尾秀一	岡野光延	泉本良二	鳥山隆				
仙台	横山緑			神尾衛				増永修朗	宮崎順一	森園正光	中垣秋夫	熊手祐隆				
札幌	太田健治			山口和秀				澤目和幸	小山内敏光	佐藤浩雄	岩渕英喜	黒澤貞彦				
札幌	寺島健			篠原睦				石井宗郎	石井宗郎	福田義輝	林高橋千代子	角野耕次				
高松	古畑泰雄			武下満				山本芳郎	伊東司郎	福田義輝	林高橋千代子	山崎孝幸				

地方方法務局

[illegible]

地方方法務局

[illegible]

お知らせ

土地家屋調査士2010年オリジナルカレンダー

「だいち」が見た日本の四季



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝ 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・ 梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・ 離島は別途。 ・ 消費税別。

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で10回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込み下さい。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
1本 472円	1本 630円	1本 630円	
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2009年8月31日(月)		
納品予定	2009年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み
締め切り

2009年
8月31日(月)

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) 調査士シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2009年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/上野雅信・帆足優子

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 472円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 630円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 630円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2009年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と
同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

入場無料

Geoinformation Forum Japan 2009

お知らせ



地理空間情報フォーラム — 拡がる測量の世界 — 2009

6月17日(水) 18日(木) 19日(金)

パシフィコ横浜 【横浜市西区みなとみらい1-1-1 <http://www.pacifico.co.jp>】

地理空間情報システム展2009

— 測量・設計の更なる発展へ向けて —

測量・調査 設計・CAD・CALS 地理空間情報・GIS 位置情報・衛星測位・GPS 建設コンサルタント(地域計画・都市計画・環境・防災・道路・橋梁・海洋など) 3次元計測・レーザー VR リモートセンシング モバイルマッピング gコンテンツ マシンコントロール CG これらに関連する機器・システム・ソフトウェア・データ測量周辺器具・材料など



全体スケジュール(予定)

このスケジュールおよび表題は予定であり、今後、変わる可能性があります。

	アネックスホール				展示ホールB・他	
	F201・F202	F203・F204	F205・F206			
6月17日(水)	午前	■技術発表会 表示登記制度研究発表会 地籍測量の生産現場 登記測量の視点から— ■地理空間情報・GIS 測位技術が広がる gコンテンツの世界	■学生 フォーラム	■技術発表会 応用測量技術 研究発表会	■技術発表会 English Technical Session	■開会式 (テープカット) 地理空間情報 システム展 —測量・設計の更なる発展へ向けて— ・新製品と新技術の展示
	午後	■地理空間情報・GIS ISO/TC211 LADM (土地管理領域モデル) における地籍業務の標準化 と各省連携				
6月18日(木)	午前	■測量 知っ得! 測量時事情報セミナー 「地方業者の生きる道」	■地理空間 情報・GIS 交通分野における 地理空間情報の 活用	併催: 日本写真測量学会 年次学術講演会		■関連展示 ・関連機関による技術展示 ・大学などにおける測量・地理空間 情報分野の研究成果の展示 ・関連図書などの展示 ・他
	午後	■地理空間情報・GIS 仮想空間と現実空間の融合	■特別講演 東京の原風景を探る～現代に蘇る江戸絵図の世界～			
6月19日(金)	午前	■測量 新準則の下での 測量成果電子納品	■測量 デジタルカメラを 用いた写真測量 の実用化	併催: 日本写真測量学会 年次学術講演会		■来場者参加イベント ・測量コンテスト ・距離を測る体験コーナー ・横浜開港150周年記念ウオー キング
	午後	■地理空間情報・GIS 公共測量から基礎地図情報へ —整備から流通へ— ■地理空間情報・GIS 地方自治体統合型GIS —共同整備で新たな展開—	■技術発表会 ・測量調査技術発表会 ・測技協ワークショップ	併催: 日本写真測量学会 年次学術講演会		

■「地理空間情報フォーラム2009 会場周辺のホテル」のご案内 詳しくは、<http://www.jsurvey.jp/geoforum2009.htm>
■「横浜開港150周年」のご案内 詳しくは、<http://www.yokohama150.org/y150/>

上記についてのお問い合わせ

地理空間情報フォーラム 事務局

〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-4 社団法人 日本測量協会
ホームページ: www.jsurvey.jp/geoforum2009.htm

TEL.03-5684-3356 FAX.03-3816-6870
E-mail: geoforum@jsurvey.jp

■主催: (社) 日本測量協会、(社) 全国測量設計業協会連合会、(中) 日本測量機器工業会、(財) 日本測量調査技術協会
■後援(予定): 国土交通省、経済産業省、総務省、文部科学省
■協賛: (独) 宇宙航空研究開発機構、(独) 国際協力機構、(独) 国立環境研究所、(独) 森林総合研究所、(独) 土木研究所、(独) 防災科学技術研究所、横浜市道路局、(財) 衛星測位利用推進センター、(社) 海洋調査協会、(社) 建設コンサルタンツ協会、(社) 国際建設技術協会、(財) 資源・環境観測解析センター、gコンテンツ流通推進協議会、(社) 全国国土調査協会、(社) 全国地質調査業協会連合会、(財) 測量専門教育センター、(財) 地方自治情報センター、(社) 地理情報システム学会、(社) 土地改良測量設計技術協会、(社) 日本ウオーキング協会、(社) 日本環境アセスメント協会、(社) 日本経済団体連合会、(財) 日本建設情報総合センター、日本国際地図学会、(社) 日本国土調査測量協会、(社) 日本写真測量学会、(財) 日本情報処理開発協会、(社) 日本森林技術協会、(財) 日本水路協会、日本測地学会、日本測量者連盟、(財) 日本地図センター、(社) 日本地図製業協会、(財) 日本デジタル道路地図協会、日本土地家屋調査士会連合会、(社) 日本土木工業協会、(財) リモート・センシング技術センター、「測量の日」実行委員会、International Society for Photogrammetry and Remote Sensing (ISPRS)、Commission VII [国際写真測量・リモートセンシング学会 第8部会・リモートセンシング応用]、Asian Association on Remote Sensing (AARS) [アジアリモートセンシング協会]、出展各社

コンファレンス

開会式

- 日 時 6月17日(水)
- テークカット 9:50~10:00
- 会 場 展示ホールB

特別講演

- 「東京の原景観を探る ~現代に蘇る江戸絵図の世界~」(仮題)
- 講演者 東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授 清水 英範
- 日 時 6月18日(木) 13:00~14:00
- 会 場 アネックスホールF203・204 (同時中継 F205・206)

シンポジウム

■地理空間情報・GIS

「交通分野における地理空間情報の活用」

- 日 時 6月18日(木) 10:00~11:30
- 会 場 アネックスホールF203

「公共測量から基盤地図情報へー整備から流通へ」

パネルディスカッション

- 日 時 6月19日(金) 13:00~14:30
- 会 場 アネックスホールF201・202

「地方自治体統合型GISー共同整備で新たな展開ー」 講演 ~空中写真と地図作成のコストダウンは図れるのか~

- 日 時 6月19日(金) 15:20~16:50
- 会 場 アネックスホールF201・202

「ISO/TC211 LADM(土地管理領域モデル)における 地籍業務の標準化と各省連携」パネルディスカッション

- 日 時 6月17日(水) 15:20~16:50
- 会 場 アネックスホールF203

「仮想空間と現実空間の融合」(仮題)

- 日 時 6月18日(木) 15:20~16:50
- 会 場 アネックスホールF201・F202

「測位技術が広げるgコンテンツの世界」

- 日 時 6月17日(水) 13:00~14:30
- 会 場 アネックスホールF203

■測量・測位

「産学官連携によるひろがる衛星測位」

- 第一部 電子基準点関連 講演
- 第二部 準天頂衛星、シームレス測位関連
講演、パネルディスカッション

- 日 時 6月17日(水) 10:00~11:30
13:00~14:30, 15:20~16:50

- 会 場 アネックスホールF201・202

「デジタルカメラを用いた写真測量の実用化」 講演

- 日 時 6月18日(木) 15:20~16:50
- 会 場 アネックスホールF203

「新準則の下での測量成果電子納品」 講演, パネルディスカッション

- 日 時 6月19日(金) 10:00~11:30
- 会 場 アネックスホールF201・202

■知っ得! 測量時事情報セミナー

「地方業者の生きる道」 パネルディスカッション

- 日 時 6月18日(木) 10:00~11:30
- 会 場 アネックスホールF201・202

Part2 討論集会

- 6月18日(木) 13:00~16:50 (会場調整中)

■設計・調査・建設コンサルタント

「建設コンサルタントから見た地理空間情報に関する 次世代ビジネスの展望」パネルディスカッション

- 日 時 平成21年6月18日(木) 10:00~11:30
- 会 場 アネックスホールF204

「さまざまな施設維持管理への挑戦 ー測量設計業の役割ー」 講演

- 日 時 平成21年6月18日(木) 15:20~16:50
- 会 場 アネックスホールF204

技術発表会

■応用測量技術研究発表会(第20回)

- 日 時 平成21年6月17日(水) 10:00~16:50
- 会 場 アネックスホールF205

■測量調査技術発表会(第31回)

- 日 時 平成21年6月19日(金) 10:00~16:50
- 会 場 アネックスホールF203・204

■表示登記制度研究発表会

「地籍情報の生産現場ー登記測量の視点からー」(第2回)

- 日 時 平成21年6月17日(水) 10:00~11:30
- 会 場 アネックスホールF203, フォワイエ

■English Technical Session(第2回)

- 日 時 平成21年6月17日(水) 10:00~16:50
- 会 場 アネックスホールF206

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 21 年 3 月 2 日付

東京	7532	内西	秀暢	東京	7533	菊池	豪
東京	7534	佐藤	桂介	埼玉	2438	酒井	暢生
群馬	987	岩崎	修一	大阪	3060	山本	龍也
大阪	3061	牧	重彦	兵庫	2347	部屋	昇壮
兵庫	2348	内堀	哲也	兵庫	2349	西川	知樹
兵庫	2350	山本裕一郎		愛知	2702	木下	勤
愛知	2703	野村	宜宏	岡山	1332	阿部	英樹
福岡	2150	塚本	尊文	福岡	2151	久保	君之
鹿児島	1018	小牟田秀郎		愛媛	818	大政	英司
愛媛	819	西村	嘉章				

平成 21 年 3 月 10 日付

神奈川	2833	羽太	信行	埼玉	2439	有安	正純
茨城	1393	鈴木	和雄	三重	850	前田	佳昭
岐阜	1198	恒任	良一	岐阜	1199	武藤	篤
福岡	2152	八田	和昌	鹿児島	1019	濱田	修一

平成 21 年 3 月 23 日付

東京	7535	青木	智幸	東京	7536	藤原	修
東京	7537	高田	健司	茨城	1394	高橋	厚
愛知	2704	神谷	正樹	佐賀	530	藤田	寿一
鹿児島	1020	本村	優介	秋田	1017	高橋	幹夫

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 3 月 8 日付 新潟 2005 足利 三郎
平成 20 年 12 月 30 日付 宮崎 750 小城 信也
平成 21 年 1 月 6 日付

福岡 418 大秋 豊 福岡 768 吉川 政隆
平成 21 年 1 月 23 日付 茨城 941 寺島 弘
平成 21 年 1 月 25 日付

神奈川 1549 清木 丘大 札幌 641 小堀喜久雄
平成 21 年 1 月 28 日付 福岡 1026 鎌谷 保章
平成 21 年 2 月 3 日付 福島 1072 庄司 孝雄
平成 21 年 2 月 4 日付

石川 89 谷内 清 札幌 681 高橋 泰一
平成 21 年 2 月 5 日付 岐阜 783 山田 泰三
平成 21 年 2 月 15 日付 静岡 264 勝谷 源三
平成 21 年 2 月 16 日付 京都 284 内田 賢二
平成 21 年 2 月 25 日付 神奈川 887 森下怡和雄
平成 21 年 3 月 2 日付

神奈川 2031 藪 英雄 新潟 2123 小川 清毅
福岡 1326 原 信一郎 福岡 1399 下河 義雄
福岡 1920 須崎 武男 香川 449 佐々木雅昭
平成 21 年 3 月 10 日付

東京 7291 早津 雅浩 神奈川 2811 大久保俊生
茨城 1261 篠塚 儀徳 岐阜 566 今井 清
福井 361 押野 邦明 鹿児島 641 福添 晴康
福島 1197 五十嵐準一 愛媛 643 大野 茂

平成 21 年 3 月 23 日付

東京 5499 藤田 正 神奈川 2619 中山 浩光
大阪 1295 納谷 廣 大阪 1630 中野委佐雄
大阪 1969 濱田 秀春 大阪 2837 中村 澄夫
岐阜 544 片山 録雄 香川 520 田中 徹

3月
18日

第1回共済会幹事会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する業務における賠償責任保険について
- 2 平成21年度の共済会事業について

18～19日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 平成20年度研修部事業の総括と引継ぎ事項について
- 2 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び同新人研修実施要領(案)について
- 3 土地家屋調査士専門職能継続学習制度の情報公開に関する規則の制定(案)について
- 4 土地家屋調査士専門職能継続学習制度の本格運用について
- 5 測量技術講習会について
- 6 土地境界基本実務叢書を活用した研修の促進について
- 7 土地家屋調査士特別研修について
- 8 土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」の取りまとめ方法について
- 9 会員必携の改訂について
- 10 ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会について

24日

第2回「筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携に係るブレインストーミング」

26～27日

第2回オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議
<協議事項>

- 1 法務省オンライン申請システムに対する要望について
- 2 図面TIFFファイル作成方法について
- 3 XML土地所在図等作成ソフトについて
- 4 オンライン申請全般について

27日

第1回財務部電子会議

<協議事項>

- 1 平成20年度一般会計及び特別会計の予算執行状況について
- 2 平成21年度一般会計及び特別会計予算(案)について

公嘱登記受託法人に関する検討会(第1回)

<協議事項>

- 1 検討会開催の趣旨について
- 2 新設された一般社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会等について
- 3 今後の検討会開催スケジュールについて

第2回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 埼玉県熊谷地区における登記基準点を認定登記基準点として申請することについて
- 2 岩手会における登記基準点を認定登記基準点として申請することについて
- 3 認定登記基準点の事例集作成について

登記基準点有識者協議会

<協議事項>

- 1 登記基準点の評価制度に関する今年度及び次年度の取組みについて

28日

第4回土地家屋調査士特別研修 考査

30～31日

第4回広報部会(全体会議)

<協議事項>

- 1 「地理空間情報フォーラム2009」について
- 2 筆界特定パンフレットについて
- 3 日本マンション学会大会について
- 4 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 5 会報について

4月

7～8日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 平成20年度一般会計及び特別会計の決算について
- 2 平成21年度一般会計及び特別会計の予算(案)について
- 3 平成21年度財務部関係事業の具体的執行計画及び引継事項について
- 4 土地家屋調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する業務における賠償責任保険について
- 5 税務調査結果の各会への周知について

8日

第1回正副会長会議

8～9日

第1回常任理事会

<協議事項>

- 1 連合会事業及び財務等の情報公開に関する規則の一部改正(案)及び土地家屋調査士会の情報公開に関する規則(モデル)の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する規則等の制定について
- 3 連合会会館維持管理規程の制定について
- 4 特定認証局の平成22年度以降の予算について
- 5 第5回土地家屋調査士特別研修について
- 6 日調連ADRセンター規則の制定について
- 7 伊能大図フロア展の実行委員会への参加の是非について
- 8 連合会各種会議の予定(平成21年4月～7月)について

12日

公嘱登記受託法人に関する検討会(第2回)

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記受託推進策について
- 2 一般社団法人成立届出書様式(モデル)について
- 3 ヒアリング

15～16日

平成20年度一般会計及び特別会計の期末監査

基金からの年金は国民年金に 上乘せする形で支給されます！

～65歳に達したときに基金から裁定請求に関するご案内を送付します～



土地家屋調査士国民年金基金

国民年金の受給には25年以上の受給資格期間が必要

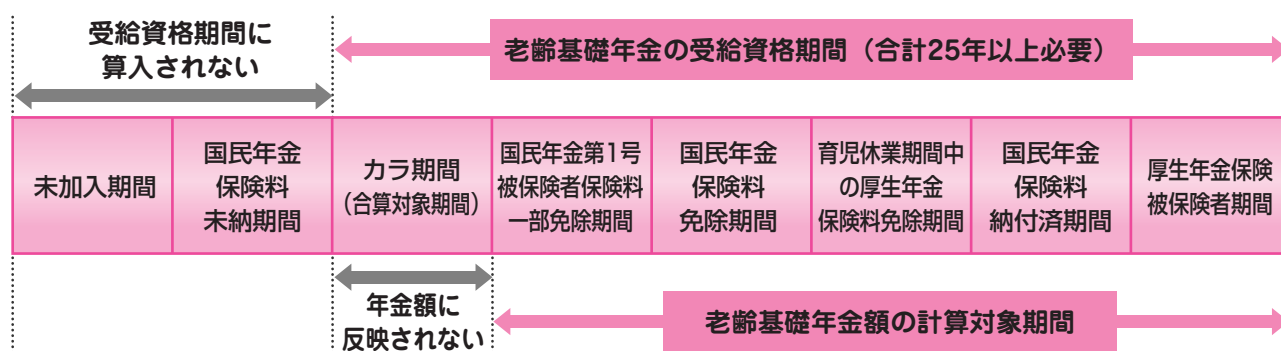
国民年金の老齢基礎年金は、次の期間（受給資格期間）を合算した年数が25年以上ある人が、原則として65歳から受けることができます。受給資格期間には、合算対象期間も含まれます

1. 国民年金の保険料を納めた期間
2. 国民年金の保険料の納付を全額免除された期間
3. 国民年金保険料の一部納付（一部免除）が承認されて、その一部の保険料を納めた期間
4. 厚生年金は共済組合の加入期間
5. 第3号被保険者であった期間
6. 合算対象期間

合算対象期間とは？

昭和36年4月以降の次の期間などです。以下の期間は、受給資格期間に含まれますが、年金額の計算の対象にはなりません。

- (1) 会社員や公務員の配偶者が任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
- (2) 20歳以上の昼間部の学生が任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
- (3) 20歳から60歳未満の海外に住んでいた期間で任意加入しなかった期間
- (4) 厚生年金保険などから脱退手当金を受けた期間
- (5) 学生納付特例制度が承認されて追納しなかった期間
- (6) 国民年金に任意加入できる人が加入しなかった期間
- (7) その他の合算対象期間



なお、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない人には、生年月日によっては高齢任意加入や資格期間が15年から24年に短縮する特例がもうけられています。

国民年金も国民年金基金同様、年金を受ける権利があっても、本人が請求の手続き（裁定請求の手続き）をしないと年金は受けられません。また、年金は手続きをしないまま5年が過ぎると、その過ぎた分については請求できなくなりますので、忘れずに手続きしてください。

国民年金基金の裁定請求と支給される年金給付

土地家屋調査士国民年金基金の加入者が65歳（Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型は60歳）に達したとき、基金から「裁定請求に関するご案内」を送付しますので、裁定請求書を提出してください。この書類を提出していただき、裁定を経て年金給付が始まります。国民年金基金の年金額が12万円以上のときは、年6回（毎年、偶数月に前月及び前々月分として）のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは、年1回（毎年決まった月に過去1年分として）のお支払いになります。

給付の内容

老齢年金

基金が支給する年金のタイプには、「終身年金」と「確定年金」があります。

■ 終身年金（A型・B型）

65歳から生涯にわたって年金が支給されます。なお、A型は80歳までの保証期間が付いています。

■ 確定年金（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型）

一定期間に限り年金が支給されるもので、すべて保証期間が付いています。

遺族一時金

終身年金A型と確定年金。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ型には保証期間があり、加入者が年金受給前や年金受給者が保証期間中に死亡した場合、生計を同じくしていた遺族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の受給順位で一人）に遺族一時金が支給されます。

国民年金を65歳前に繰り上げ受給される場合のご注意

国民年金（老齢基礎年金）を繰り上げ受給されるときは、土地家屋調査士国民年金基金へ必ずご連絡ください。老齢基礎年金の繰り上げ請求をすることにより、国民年金基金から付加年金相当分の年金が減額して支給されることになります。なお、65歳からの国民年金基金からの年金額は、付加年金相当分が減額されたまま支給されます。

繰り上げには、「老齢基礎年金の全部繰り上げ」と「老齢基礎年金の一部繰り上げ」の2種類があります。その場合の付加年金の年金額、算出方法等については、国民年金基金へおたずねください。

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード（1000円）を差し上げております。

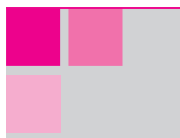
国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！ ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>
いますぐアクセス！！



臨時全国理事長会議開催

公益法人制度改革に伴う移行認定申請に対する平成21年度各協会の通常総会の決議事項等の確認のため、3月23日(月)～24日(火)の両日、急遽東京都千代田区三崎町の土地家屋調査士会館において、臨時全国理事長会議が開催されました。

席上鈴木会長から、全国土地家屋調査士政治連盟第9回定時大会に出席のため遅参したことに対し深謝するとともに、本会議を開催した趣旨及び全ての協会が公益社団法人へ移行できるよう切望している旨の挨拶がありました。

なお、会議の概要は次のとおりです。

23日(月)

- ・公益法人制度改革に伴う移行認定申請に対する平成21年度各協会の通常総会の決議事項等の確認…塩川副会長
 - 1部…社員啓発用パワーポイント
 - 2部…執行部対応事項の確認
- ・会長挨拶…鈴木会長
- ・定款骨子案に関する説明…柳平副会長
- ・先進協会進捗状況報告…越智理事
- ・質疑応答…進行：塩川副会長

24日(火)

- ・意見交換会…座長：鈴木会長
- ・一般社団法人及び商標登録関係…柳平副会長
- ・移行認定の手法検討…塩川副会長
- ・地図整備及び作成関係…倉富副会長
- ・平成21年度事業計画基本方針…鈴木会長



会務報告～前号以降

- 2月28日 加古幸平氏黄綬褒章受章祝賀会
- 3月2日 地籍シンポジウム in Tokyo
- 3月10日 第23回塩崎恭久と語る会
- 3月10日 澤村顧問公認会計士との打合せ
- 3月11日 臨時全国理事長会議事前打合せ
- 3月16日 第23回正副会長会議(web開催)
- 3月23日 全調政連第9回定時大会
- 3月23～24日 臨時全国理事長会議
- 3月24日 役員事後調整会
- 3月24日 事務局との打合せ
- 3月25日 菅義偉新春の集い
- 3月30～31日 第24回正副会長会議
- 3月30日 法務省民事局民事第二課と打合せ
- 3月31日 岩渕顧問弁護士と打合せ
- 4月10日 法務省民事局民事第二課と打合せ
- 4月10日 第1回正副会長会議
- 4月12日 日調連公嘱登記受託法人に関する検討会
- 4月13～14日 第1回理事会
- 4月14日 第1回監査会
- 4月14日 第1回役員選考委員会
- 4月14日 岩渕顧問弁護士と打合せ
- 4月15日 法務省民事局民事第二課と打合せ
- 4月16日 自由民主党PTヒアリング
- 4月22日 全調政連と打合せ
- 4月22日 法務省民事局民事第二課と打合せ
- 4月22日 第22回河村建夫朝食会
- 4月23日 第2回正副会長会議
- 4月23日 高速道路機構と打合せ
- 4月23日 民主党ヒアリング
- 4月23日 加藤紘一出版記念祝賀会
- 4月26日 日調連公嘱登記受託法人に関する検討会



今後の会議予定

- 5月14～15日 四公連研修会
- 5月25日 古屋圭司政経フォーラム
- 5月27日 塩崎恭久と明日を語る会 in 東京
- 5月27日 第3回正副会長会議
- 6月8～9日 全公連第24回定時総会・研修会

ち ょ う さ し 俳 壇

第288回



春 休

水上陽三

初蝶のもう追ひきれぬ数となる
数へつつ階登る彼岸寺
がうがうと芽吹けり湖を囲む山
春休日の香草の香連れて来し
笑ひ過ぎたるチューリップより散れり

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

座禅草よろずの声に耳広げ
回向柱触れて浄土の清らかな
石楠花や女人高野の鎧坂
石楠花や木曾の水ヶ瀬の照り翳り
樺咲くや權の飛沫の瞬けり

岐阜 堀越貞有

春風にのりてふはりと恋よ来い
啓蟄や背中ももどもぞとせし
水温む川に睦みてヌートリア

※ヌートリアはかわうそのこと

遠足の小さきリユックのつづきけり
バレンタインチョコの贈られ主は誰

岐阜 深谷健吾

借景の金華山頂霞みけり
枝変わりして紅白の梅咲けり
古里の母の香のして蓬餅
丸ぼちゃの幼顔して官女雛
内濠の鴨は鴨連れ残る鴨

東京 黒沢利久

長男も酒友のひとり花の夜
二分咲の花の向ふの小学校
相続の家新しき花曇
夕ざくら町のはづれの公園に
花の風父生誕の日なりけり

茨城 島田 操

花の種蒔く一畝を残しおく
筑波嶺に一片の雲花辛夷
大農機駆る青年に風光る
先頭は黄色の帽子朝ざくら
墓参客土産に持たす草の餅

埼玉 井上晃一

捨てきれぬ一句あたたため花の丘
古稀過ぎの女手に雛納めらる
花人に一期一会の会話あり

今月の作品から

清水正明

座禅草よろずの声に耳広げ

座禅草はサトイモ科の多年草で、水芭蕉と同じように、湿原や溪流のほとりに群生する。四、五月ごろ、葉の出る前に暗紫色の仏焰苞をかかげ、その形態は水芭蕉によく似ている。花穂を抱え込むように広げた仏焰苞を、何事も聞き漏らすまいと耳を張った姿に見立てて詠んだものである。的確な比喩が効いている。

堀越貞有

春風にのりてふはりと恋よ来い

人間若さを保つ秘訣は、恋をすることだと言われる。一読気持ちの浮き立つような快いリズム感に魅せられる。上五・中七から下五への転換に意外性があつて、世代を越えた若やぎが見事だ。

深谷健吾

借景の金華山頂霞みけり

金華山をその庭のものであるかのように利用して作られている庭園を詠んだものがある。さぞ名のある庭園であろうが何処の何々庭園なのかは不明である。作者が岐阜であるので、この金華山は、北側が長良川に臨み、山頂に岐阜城のある別称稲葉山であろうから、おそらくその付近の庭園と思われる。大景を詠う場合の方法としてこのように対象物を全面に出して、一方を表出する事なく犠牲にすることも必要なのである。

黒沢利久

長男も酒友のひとり花の夜

句意は説明を要しない。私のように息子を持たない世の男性にとつてはまさに垂涎の作である。

講習のお知らせ

自己申請により、土地家屋調査士専門機能継続学習(土地家屋調査士CPD)のポイントが付与されます。

土地家屋調査士の皆さんへ

ADR（裁判外紛争解決）、日常業務のスキルアップに！

全部通して聴いてみませんか？

実務に生かせる——

「紛争解決学」講義

講師・廣田 尚久

(弁護士第一東京弁護士会・元法政大学法科大学院教授)

講義日程：平成21年8月31日～12月7日（15回30限・詳細は次頁）

講義時間： 1 限 17時40分～ 19時10分, 2 限 19時30分～ 21時

場 所：自動車会館・2階大会議室

7102-0074

東京都千代田区九段南4-8-13

TEL.03-3264-4719

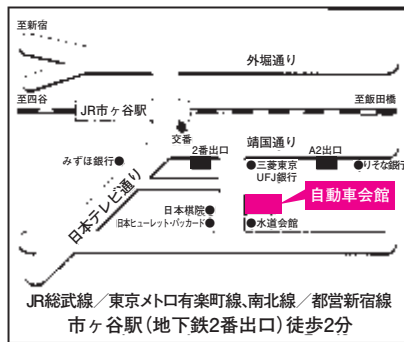
受講料：9万円（テキスト代込み）

申込方法：FAX・先着100名

(「申込書」は次頁にあります)

受付後に受付票を郵送しますので、受付票に記載した銀行口座に受講料を振り込んで下さい。

入金確認後に受講証とテキスト「紛争解決学〔新版増補〕」を送ります。



修了証書：受講を修了した方には修了証書をお渡しします。

廣田尚久紛争解決センター

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル10階

TEL. 03-5524-2732 FAX. 03-5524-2745

ホームページ:<http://seminar.funsou.jp>

講義日程と講義内容

	1 限 (17時40分～19時10分)	2 限 (19時30分～21時)
8月31日(月)	① 紛争解決学の成立	② 私的自治と紛争解決学
9月 7日(月)	③ 私的自治と規範の現在	④ 紛争解決学の定義
14日(月)	⑤ 紛争解決学の領域	⑥ 紛争解決の客体(内的条件)
24日(木)	⑦ 当事者の時間的条件	⑧ 当事者の空間的条件
28日(月)	⑨ 紛争解決の主体	⑩ 法律専門職種の必要性
10月 5日(月)	⑪ 代理人の上部・下部構造	⑫ 代理人の本質と能力
13日(火)	⑬ 紛争解決規範(成文法他)	⑭ 同 (慣習他)
19日(月)	⑮ 同 (経済的合理性他)	⑯ 同 (ゲーム理論他)
26日(月)	⑰ 紛争解決規範の使用方法	⑱ 紛争解決規範の相互関係
11月 2日(月)	⑲ 因果律と共時性の原理	⑳ 紛争解決の技術
9日(月)	㉑ 和解の歴史的意義	㉒ 和解の論理構造
16日(月)	㉓ 裁判の機能	㉔ 裁判官の心証形成
24日(火)	㉕ 裁判外紛争解決(ADRの意義)	㉖ 同 (ADRの特質)
30日(月)	㉗ 同 (調停技法の発達)	㉘ ADRの基本的理念と構想
12月 7日(月)	㉙ 付帯条件つき最終提案調停・仲裁	㉚ 紛争解決学の目的と展望

「紛争解決学」講義聴講申込書

廣田尚久紛争解決センター宛

平成21年 月 日

フリガナ			
お 名 前			
勤 務 先 または 自 宅 住 所 ↑ ○で囲んで下さい。	名 称 : 所在地 : 〒 _____ 職 業 : TEL : _____ FAX : _____		

※このページをコピーし、FAXにてお申し込み下さい。 **FAX. 03 - 5524 - 2745**

LOOK NOW

「韓国の地籍」をテーマとした講演会の開催

平成21年4月16日、土地家屋調査士会館(東京都千代田区三崎町)において、韓国・国立木浦大学校の申順浩(Shin Soon-Ho)教授による「韓国地籍の当面課題―地籍制度と教育を中心として―」と題した講演会が開催されました。

申教授は、ソウル市立大学校大学院都市行政学科を卒業された、韓国の行政学博士であるとともに、現在、韓国の国立木浦大学校社会科学部地籍学専攻の教授として教鞭をとられています。

また、韓国都市行政学会会長(現顧問)、韓国地籍情報学会会長(現顧問)、韓国地籍学会副会長、大韓国土・都市計画学会 光州・全南支会長など韓国地籍に関する数々の要職を歴任され、現在、国家高等考試試験委員も務められる韓国地籍研究分野の第一人者であります。



時折、日本語を織り交ぜながら韓国語で講演される申教授

さらに、国際的な活躍として日本の立命館大学のコリア研究センターの交換教授として、日本の地籍制度にも関心をお持ちになり、造詣も深い方です。

当日、申教授からは、韓国の土地登録制度としての地籍制度について、1895年の大韓帝国時代の国家事業の説明に始まり、その後の測量学校の設立、国民への地籍制度及び教育の発展の過程等についての説明が行われた後、同制度や教育に関する当面の課題などの説明がありました。

出席の連合会役員からも今回の貴重な機会を活かすように、日本の地籍の概念との比較に関する質問が多く出され、予定された2時間を超える講演会となりました。



左から戸田研究員、申教授、松岡連合会長、大星副会長(日調連研究所所長)

なお、申教授の講演の説明は、韓国語で行われましたが、当日は、日調連研究所の戸田和章研究員に通訳をしていただきました。戸田研究員は、ご本人も地籍研究のため韓国の大学へ留学され、韓国の地籍にも造詣の深い研究員であり、講演会後の懇談の席においても申教授とのコミュニケーションにご尽力いただきました。



申教授(左)の通訳をされる戸田日調連研究所研究員

告知板



ブロック新人研修修了者

平成 20 年度中部・中国・東北・北海道ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

中部ブロック協議会（78名）

愛知会（40名）

小林 哲三	山口 義人
太田 豊三	岩間 一浩
田中 友浩	近藤 達也
大矢 峯司	西尾 敬二
山本 知史	松本 慶司
本間 芳樹	五島 淳夫
木下 貴雄	平野 肇
浅井 康司	鈴木 久功
杉浦 元保	大岩 正澄
梅沢 宏樹	井之上 勝
中山 智治	井上 卓巳
藤田 昌宏	大津 龍太
岩本 敏幸	瀧 裕太
福井 逸生	成田 洋右
森下 惣次郎	水野 晃子
二宮 増実	佐野 潤
稲山 亮二	鶴田 宙昭
大池 浩司	玉田 敦也
川崎 晃	富田 昌也
渡辺 創	棚瀬 慎也

三重会（8名）

仲田 智哉	三木 康晴
早川 芳光	小林 尚史
水谷 潤一郎	市野 浩太郎
稲本 大	竹内 寛

岐阜会（15名）

伊藤 克博	角 泰徳
森 淳志	安田 忠敬
藤澤 哲郎	鈴木 一平
原 淳仁	關 美保
吉井 和美	藤村 光一
伊藤 慎二	井上 幹浩
武藤 篤	松田 和夫
恒任 良一	

福井会（1名）

澤本 勝紀

石川会（8名）

山副 竜朗	藤島 信一郎
山下 茂	上山 優
川合 嘉人	益村 史朗
森下 康平	野田 清美

富山会（6名）

椎名 敏夫	細川 直寛
今井 祥二	中村 有孝
福尾 修二	関川 潤一

中国ブロック協議会（44名）

広島会（21名）

藏本 亘	岩田 光弘
中 徹雄	戸場 一彦
實井 邦男	栗木 斎
森田 賢司	池田 淳
木村 倫子	藤田 正明
水野 圭人	山田 信昭
箱田 伸治	大石 克己
湯藤 真也	中井 秀城
高畠 義孝	亀川 洋
小谷 敏彦	宮崎 宏子
亀井 謙一郎	

山口会（3名）

竹安 正信	大下 竜司
西田 泰則	

岡山会（15名）

安田 耕治	前西 賀仁
兒子 健次	伊東 敦史
上坂 知生	甘中 裕樹
眞田 太	岩田 央之
増井 順一	阿部 英樹
阿部 充志	清水 実
堂前 浩紀	萩野 茂雄
渡邊 哲也	

鳥取会（1名）

野田 幸洋

島根会（4名）

玉木 修治	下橋 宣博
藤原 大助	矢富 晋太郎

東北ブロック協議会（26名）

宮城会（4名）

鎌田 正己	宮崎 浩一
杉山 智彦	小野 富雄

福島会（6名）

安藤 吉和	高梨 富
正木 剛	國井 賞造
齋藤 章	菅野 貴弘

山形会（2名）

高橋 寛索	御田 治
-------	------

岩手会（5名）

大澤 長佳	佐藤 勝也
田中 政利	千葉 博幸
千葉 まり子	

秋田会（6名）

加藤 巧寛	戸島 廣文
伊藤 千代治	佐々木 良一
打矢 昭広	高谷 博幸

青森会（3名）

大柳 錦也	小山内 直人
林 秀樹	

北海道ブロック協議会（14名）

札幌会（12名）

小松 直人	高田 洋人
飯田 雄司	棚橋 克人
伊藤 正雄	成田 忠良
織田 英彦	遠藤 有一
仲村 雅之	山本 敬太
浅野 裕士	蔦森 裕彦

函館会（1名）

近藤 昌樹

釧路会（1名）

長岡 秀和

（順不同・敬称略）
計 162名

編集後記

去る平成21年4月18日(土)から19日(日)において大阪大学の銀杏会館で開催された日本マンション学会の第18回大会に参加する機会を得ました。初日には第4分科会「マンション登記～実務現場の問題提起と共用部分財産目録の提唱」を傾聴しました。その後複合型マンションとして千里中央駅周辺を個人的に探索。千里中央には北大阪急行電鉄南北線・大阪高速鉄道大阪モノレール線の駅もあり、駅を中心に千里ニュータウンが形成されています。ショッピングモール「せんちゅうパル」の南北線は千里中央駅手前で地下鉄となり、下車すると天井まで吹き抜けとなった建物の地下に出た。改札口を出ると飲食店がところ狭しと軒をかまえ、ふらふらと地下街を歩いていると千里大丸プラザ、阪急百貨店へと通じている。たまたまなのかも知れませんが、東京ではエスカレーターに乗ると右側は駆け上がる人のためのスペースとして暗黙の了解の如くに左右に識別されるが、千里では、そのような光景には出会わなかった。きっと、関西人は“穏やか”な人柄なのだろうと感心していると、信号機のある横断歩道を待ちき

れないのか4車線の車道を渡る人の多いのに驚く。きっと偶々なのでしょう。

話が逸れましたが、千里中央駅周辺には超高層ビルが建設予定であり、複合型マンションとしての“登記”を考えた場合に、正直1棟の建物と“共用部分”の不透明さの具象化にめまいを覚えました。過去に区分建物表題登記1件、建物区分登記2件しか経験のない土地家屋調査士としては恥ずかしい事ではありますが、専門職としての職能を疑われても仕方のない無力感を感じたのです。

2日目には「社会的資本となるマンションを考える」※超寿命(200年)マンションへの展望として、基調講演とパネラー報告があり、築20年以上のマンション管理・維持と建物の住む人の少子高齢化問題、リノベーション等が取り上げられました。学会とは別に軍艦島の写真展もあり、廃墟と化した人口約5,000人が住んだ巨大なコンクリートの建物の漠とした空虚感と2日傍聴したマンション学会のシンポジウムの活気に文明の明暗が現れている気がしました。

広報部次長 川本達夫

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行者 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社